

六日仏会
詠まごの各
文章

RB'-0555

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

仮印に関する債務について (昭ニ三・セ・ニセ)

一一問題の所在

今次戦争中、日仏両国は仮印に関する金融協定を締結し、之に基いて金融上の処理を行つて來たのであるが、終戦時に於いて約十三億円が日本側の負債として残された。

仮印に関する問題では、(イ) 日本軍の仮印進駐に関する協定及び金融協定を締結したヴィシー政権の合法性をドゴール政権が否認したこと、(ロ) 日仏間に戦争が存在したか、又何時から存在したこと、(ハ) 日本軍の仮印進駐に条約に基く進駐と軍事占領の二段階があること、(ニ) 金融協定に政府間の協定と銀行間の協定の二種類があること、等の特殊な条件が存する

外務省

ので平和条約において対仮印債務が処理される場合種々の問題が起る可能性がある。

(二) 仮印の法律上の政府

「政府の承認は國家において不合法的に成立した政府が国際法上國家を代表するための法律要件である。合法的に成立した政府は仮令実質的には政体の重大な変更を行つたものであつても国際法上当然にその国家を代表し、この為に特に承認されるを要しない。」右が国際法上の通説であつて、従つて一九四〇年六月仏国内法上合法的に成立したヴィシー政府は承認を要せず当然仏国を代表して居た訳である。

而してヴィシー政府は一九四四年八月仏国を離れ南独に移転し、

外務省

RB'-0555

0113

0114

仏國における実質的支配力を全く失つたのでその時より仏國を代表する権能を喪失したと解せられる。瑞西、西班牙等の中立国の大外交代表が一九四〇年六月より一九四四年八月までベタン元帥にアツクレヂテされて居たのも右の解釈に従つたからである。又ソ連、米國もベタン政府の合法性を認められたからこそ各々四年四二年まで同政府と外交関係を維持して居たのである。

ソ連、英及び米國が一九四三年にドゴール政府を承認したか、これは当時ドゴール政府が仏本国において、行政の実動性を全く有しなかつた事実に鑑み、尙早の承認と言わなければならぬ。

(三) 日仏両国間に戦争が存在したか、存在したとするならばいつからであるか

(二) の「仏國の法律上の政府」において述べた如く、一九四〇年六月より四四年八月までの仏國の法律上の政府はヴィシー政府であつた。而してその間、わが國はヴィシー政府、従つて仏國と友好關係を持续していたのである。従つて一九四三年十二月ドゴールが「仏國は一九四一年十二月七日以来日本と交戦關係にある」となした宣言は、仏國を正式に代表したものとの宣言ではないから、仏國の対日宣戦としては無効であるといえる。尚右の宣言中日本との交戦關係を一九四一年十二月七日以降としたのは、宣戦を二年春前半さかのほらせることとなり、斯る長期の遅延が効力を有しないことは明白である。

然らば日仏間に果して戦争が存在したか、存在したとすればい

つからであるかの問題について、国際法上明確な解決を与えることは頗る困難である。

(イ) ドゴールの一九四三年十二月の対日宣戦が無効であるとすればそれ以後は日仏両国とも宣戦して居られない。

(ロ) 日仏両国間に事実上の戦闘行為は存在しなかつた。終戦に際しても在仏印日本軍は英軍に降伏した。

(ハ) 一方日本の降伏文書には仏國は戦勝国の一員として署名している。

右の如く事実が矛盾して居るが、日仏が交戦国でなかつたと主張することは、右の(ヘ)の理由及びその後も仏國が当然戦勝国の一員であると考えられて居る事実からして不可能であろう。

外務省

従つて両国間に戦争が存在したと考える場合、それはドゴール政権が仏本国に帰還した一九四四年八月以降であるとすることが最も妥当であると考えられる。

(四) 仏国政府の変更と条約上の義務の継承

(二) の「仏國の法律上の政府」において述べた如く、仏國の政府は一九四四年八月にヴィシー政権からドゴール政権に變つたと解されるのであるが、日本政府とヴィシー政府との間に締結された諸協定に基く義務のドゴール政権への承継が問題となる観である。

一般的に言つて、政府の変更と國家の国際法上の義務の継承については、憲法上の変更是、これが平和的であるうか、革命的であ

外務省

どうか、国家の国際的義務に影響を及ぼせなかつたのか國際法上の通説である。

この原則は一八三一年二月十九日第十九ロンドン議定書において

"Les traités ne perdent pas leur puissance, quels que soient les changements qui interviennent dans l'organisation intérieure des peuples"

なる規定をもつて明白に確認され、又近時における同様の趣旨の判例として常設仲裁裁判所のペルーに対するフランス人種族の事件（一九二一、一〇、一一）に対する判決がある。

右の如く原則は明らかであるが、わが國とドゴール政権との關係においては、わが國はドゴール政権が、仏國の實質上の政府と

なつた後も之を無視し、承認を与えたかつたので、舊政府は承認を与えないと國に対する義務の継承を拒絶することができるか否かの問題が生ずる。

本問題については拒絶しようと考へられるか、例れにせよ（二）について述べた如く、ドゴール政府が仏國の政府となつた時から日仏両國間に戦争が発生したとするとならば、条約は効力を失うので、義務の継承は実際上の問題として価値を有しない訳である。

（五）仏印における事態

日本軍は一九四〇年八月三十日の松岡・アンリー協定（本協定に基き九月四日及び二十二日に二箇の西原・マルタン軍事協定が成立した）により九月二十三日北部仏印に進駐、次いで一九四一

年七月二十九日仏領印度支那の共同防衛に関する日本國仏國開定書（本議定書に伴う加藤・ダルラン間軍事上の協力に関する交換公文あり）により南部仏印に進駐した。尚大東亜戦争勃発による新事態に対応して、一九四一年十二月九日仏領印度支那共同防衛に関する日本軍、フランス当局間現地軍事協定が成立した。

一九四四年に至り歐洲の状勢は急変し、ベタン政権は独立に亡命し、ドゴール政権が事實上の仏國の政府となつたのであるが、その後もわが國はドゴール政権を従来通り無視し、従てその対日宣戰も相手とせず他方ベタン政権については、わが方より進んべタンの元首の資格を否定することはしないか、ベタン政権は事實上解消したものと解し、従つて仏本国を代表する政府は存在し

外務省

ないか、仏印に與しては対日協力を続ける限り仏本国と別個に取扱い、従来の協定を尊重し、仏印における靜謐の保持と言う根本政策を改めなかつた。然る所一九四五年に至り仏印周辺の戰局は極めて緊迫し、他方獨乙の崩壊迫ると共に仏印における仏側首脳部は対日非協力的態度を露骨に示し來つたので、三月九日仏印總督に対し、

（イ）仏印軍及び武装警察隊は帝國軍の統一指揮下に入らしめ、部隊、兵器、資材の編成、配置、移動等につき全面的にその指示の下に行動させること並びに鉄道、海運、通信等作戦上必要な機關をわが軍の管理下におくこと

（ロ）仏印全機能に対し、帝國の要請に全面的且つ忠実に協力す

外務省

RB'-0555

0117

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

べき旨を即時指示すること。

(ヘ)二時間内に前二項を全面的に受諾すること

の要求を提出し、拒絶的回答に接したので、わが軍は仏印を武力接收するに至つた。而して安南は三月十一日、カンボジヤは三月十一日独立宣言を発した。尚本武力処理に当つてもわが国は仏國を敵國として認めず、仏国人、仏國財産を敵國財産として取扱わなかつた。

以上述べた如く仏印に関するわが軍の進駐の態様が二段階に分れる。即ち一九四五年三月九日までは、わが軍は仏國を正式に代表する政府との協定に基き進駐して居たのであり國際法上の所謂条約に基く駐屯であつたのであるが、三月九日に至り、武力によ

外務省

る軍事占領と変化し、条約に基盤をおくものではなくなつたのである。

而して斯かる軍事占領の法的性格については、一方においてはわが國は前述の如く三月九日以後も日仏間に戦争は存在せずとの建前をとつて居たのであり、他方これは最後通牒的要請の拒絶に伴う全面的武力発動であるので、強いて言えば緊急避難による平時占領と觀念できよう。而して斯る緊急避難行為の合法性は問題となるのであるが、仏國としては戦争は以前に始まつて居るとの立場をとつて居るので、三月九日よりわが國が仏印を侵略したと主張することは想像されず、又後述の如く仏印に関する金融上の処理方法も変更せられなかつたので、実際上の問題としてこの二

外務省

RB'-0555

0118

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

協定は一般貿易、第二協定は米に関するものである、
 2、(イ)日本國仮領印度支那間決済の様式に関する交換公文
 一九四三年一月二十日 三谷一ラベル

1の協定によれば軍費は含まないのみならず、毎月特別勘定の残額は金又は金に兌換し得べき外貨をもつて決済することとなつて居たのであるが軍費は増大し、又大東亜戦争勃発により金又は外貨による決済が困難となつたので、この二点を改め本交換公文により支払の決済は全部特別円を使用し、又仮印は貿易上の支払、軍費及びその他的一切の貿易外の支払いにつき、ピアストル貨を特別円を対価として提供することとなつた。

段階を区別して仮印に関する債務の処理方法を考察することは必要でないであろう。

(六)仮印に関する日仏間金融協定

1、(イ)日本國印度支那間開説制度、貿易及びその決済の様式に関する日仏協定

一九四一年五月六日松岡、松宮一アンリー、ロバン特別勘定を設け円及びピアストルの直接決済の方法によるか勘定残高が五百萬円以上となつた場合は、その超過分を金又は金に代るべき外貨で決済することとした。

(ロ)印度支那銀行横浜正金銀行間第一協定(一九四一年)
 同 第二協定(七月四日)

(イ)の日仏協定に基き技術的問題を定めたもので、第一

(ロ) 一九四三年一月二十日附交換公文に関する了解事項

(ハ) 印度支那銀行横浜正金銀行間第三協定

三谷一ラバル

一九四三年三月十日

（イ）の交換公文の技術的問題を定め、第一、第二協定の本協定に反する部分を廢止した。

3、印度支那銀行横浜正金銀行間第一協定附屬協定

一九四四年二月十七日

従来第二協定により特別に扱われて来た米を第一協定に統合した。

尙一九四五年三月九日軍事占領後も、印度支那銀行を接收

外務省

したにも拘らず、決済方法に關しては、わが國は何等態度を変更せず引続き右の協定に従い、結局終戦時において日本側の債務として特別円勘定一、三一五、二七五、八一八円、特別外國勘定として、二、〇三五、六五四円が残されたが、その内容は軍費が大部分を占め、ついで貿易上の輸入代金及び備船料である。

右の債務の外、第三協定以前の軍費、船舶使用料の各一部及び第三協定成立に際し、第一協定の勘定残高の五百万円を超えた部分が金により返済されたが、この金は現送されず、仏印所有の金としてイヤマークされ、現在日本銀行に三三、〇五六、八一三瓦保管されている。

外務省

RB'-0555

0120

尚在仏印仏国籍船舶の傭船に關しては、一九四二年六月十五日、堀内大佐とペラント仏印海軍司令官との間に協定成り日本海軍に徵用されたのであるが、十一隻全部が沈没した。本協定により喪失船舶に対しては、原則として代船を交付することとなつてゐるが、現在までもとより勵行されず日本側の特殊の債務と毛で残つてゐる。

(一七) 政府間の協定と銀行間の協定

(六)において述べた如く、仏印に關する日仏金融協定は、政府間のものと、正金銀行、印度支那銀行間のものとの二種類がある。一般に戰争は二ヶ国間条約を消滅せしめるか、交戦国の個人間の戰前の契約は当然に消滅せしめるものではないと言うのが通説であるが、この場合は個人間の契約と言うのは、純然たる私人間の商取引等を指すのであること明白であり、正金、印度支那銀行間の協定の如く、政府の協定に基き、その協定実施の施行細則の性格を有し、政府間の協定とは独立に考え得られないものは、個人間の契約と言うを得ず、寧ろその本をなす政府間の協定と連絡を共にするものであると考えられる。従つて対仏印債務問題の處理に當つて、政府間の協定と、銀行間の協定とを區別して考察する必要はないであろう。

(一八) 結論

以上述べた処により明らかとなつた点は次の通りである。

(イ) 一九四〇年六月から四四年八月までの仏國の法律上の政府

はヴィシー政権であった。

(ロ) 従つて右期間中わが國とヴィシー政府と締結した諸協定はドゴール政府がその有効性を否認しても、國際法上適法に成立した國家間の合意である。

(ハ) 日仏間に戦争が勃発した時期は明らかでないが、ドゴール政府は一九四一年十二月七日を主張するであろう。わが國としては、法理上四四年八月と主張し得る。

(ニ) 仏印に関する協定はドゴール政府に継承されるかの問題は實際上重要な意味を有しない。

(ホ) わが國と仏印との関係は、一九四五三年三月九日を境として変化したか両時期の区別も實際上重視する必要はない。

(一) 仏印に関する協定には政府間のものと銀行間のものとあるが、両者を区別して戦争の及ぼす影響を考える必要はない。
仏印に関する特殊の条件についての考察は以上の如くであるが、然らば対仏印債務はその最終的解決は平和条約においてされるのではあるが、理論的にその効力を如何に考えられるべきであるか。
既に述べた如く、対仏印債務の内容は主として軍費と貿易上のものである。軍費は日本軍の仏印進駐、仏印の共同防衛と言う極めて特殊な政治的基礎に基いて居るものであるから、第一總論において述べた如く純政治的債務である、戦争の勃発により消滅すると考えられる。

貿易上のものは一見純経済的債務の如く思われるが、清算協定が始めて締結せられたのは、日本軍の仏印進駐以後のことである。これとても日仏間の高度の政治的基礎を離れては考え得らず、又対仏印債務は協定による決済の残高であり、仏印側も日本物資を買付けているのであるから、その残高は軍費と混然一体をなして居る事情もあり、多少の疑問はあるが消滅するとなし得よう。

従つて対仏印債務、特別円勘定一、三一五、二七五、八一八円、特別外國勘定二、〇三五、六五四円は消滅し、現在日本銀行に保管されている対仏印イヤマーク金三三、〇五六、八一三瓦の引渡をなすべき義務は存せず、仏印喪失備船の代船は交付するを要し

ないと考え得る余地がある。

尙以上述べた処は、立論の便宜上日仏間に戦争か存在したこと及び日仏間に終戦時まで平和關係が存続したことと言う二つの矛盾したことを前提として居るのであるが、仮りに仏國側の主張により日仏間に一九四一年十二月七日に戦争が発生したと決定されるならば、仏印に関する日仏間諸協定は、その時以来失効し、当時の債務は前述せる処により消滅し、その後の金融操作の結果は戦争における不法行為をもつて律せられるならば、賠償の対象となる訳である。

三五更

日揮別円勘定

(大東亜戦争開戦後、新予想に即応して、印支の決済に7.2も全面的、日揮別円決済制度の採用がつゝに痛感し、11.12が、後述の如く遅延して12.11.12空に從來升貿、自由円又は金2.決済にて居た軍費にフニクルは早く日揮別円決済制度を確立すべく協力され、昭和十七年上半期分の三分の二、同期臨時追加分の六百万円の内、三百万円の三分の二を日揮別円決済とし、重に同年下期分は三分の全部に7.2日揮

外務省

17

日揮別円勘定

日揮別円決済上に至り、主に軍費の日揮別円決済制度が確立するに至つたのである。

斯く(二)の軍費支度の日揮別円処理のため昭一七、四、三正金銀行支店に設けられた印度支那銀行勘定が並んで云ふ日揮別円勘定である。

(三)の旧日揮別円勘定における日揮別円は後述の新日揮別円勘定における日揮別円と混同されが、本件も同様である。

即ち従来の自由円は升貿との转换を保障せられたものであるが、旧日揮別円は必ずしも升貿との转换を保障せず、居つたものはなく、さしろ大東亜國際決済通貨の性格に重心をおかれ居つたのである。

二の意味における、この旧日揮別円は後述の新日揮別円

外務省

上云の性格を察し修了の事無事
情許オニ至らレ申シ限り、一金又は金に算換シ得
叶貨ニ算換シ得事キノリト、大東亜国際商事最
終決済連合的色彩本虞度レシ左のアマト、壬の申
跡別四ナム叶貨乞の取換レアリ自由用レ不ニ本ル
乙用ヲナム、ソ強、保障は附セリルナカツタガ、以
オシモ本貨乞の取換至跡別用ナリノ制限ナリ
フナカツナカツ。要するニニルは自由用ナム跡別
用ノ申内性格を有オヌモノ、若希キリ後者系
移行の過度的產物ニナクナリヨリナムが出来
併シ乙中は復述の如ク跡別用勘定設定期限レテ
ニ攝取シテシニシムナカツサニ、結局實際に済本
跡別用レアリ跡別用ナムナカツサニ本ル事アリ

(三)昭和一八、二、二〇 日本政府向多模公文における金圓的
特許印使用制度が採用され、昭和一八、三、二〇 銀行向に
於て協定が締結され、新特許印勘定が開設され、(一)に及
び政府向多模公文附屬了解書に該考項及び(二)協
定(三)系(二)の規定における、(二)の旧特許印勘定の昭
和一八、一、一、現在譲高は新特許印勘定に振替えられ、
二上となり、昭和一八、四、二〇 新特許印勘定開設と同
時に開設された。

外務省

卷之三

RB'-0555

0.125

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(4) 第二次協定(一九四一年八月以降分)	る。
(a) 協定軍費額	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(b) 決済方法	自由因決済 二三〇〇〇〇〇〇比弗
(c) 金 決 済	一八五〇〇〇〇〇比弗
(d) 軍三大協定(一九四一年下半期臨時擴加分)	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(e) 協定軍費額	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(f) 決済方法	金 決 済 二三〇〇〇〇〇〇比弗
(g) 海軍側別途協定(一九四二年上半年期臨時擴加分)	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(h) 協定軍費額	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(i) 決済方法	三分の二等額因決済 二三〇〇〇〇〇〇比弗
(j) 一九四二年上半期分協定	二三〇〇〇〇〇〇比弗
(k) 決済方法	三分の一金決済 六六六六六六四

佛印關係金イマメークについて
佛印關係金イマメークの詳細については別表に示す通りであるが、そ
の残高を掲記すれば次の通りである。
 (a) 山東寶開係
 (b) ゴム輸入代金開係 一六九〇七〇二五・二
 (c) 一連勵宗殘高決済關係 一七八〇一五・七
 (d) 傳船料關係
 計 三三〇五六八一五・六
 二、軍費開係金イマメークについて
 一九四〇年九月二十三日日本軍北部佛印關係後の軍費については自由
因對償にて調達されていたが、一九四一年七月二十五日兩國佛印關係
後の軍費については自由因または金を対償とし、一九四二年下半年分
からは全く特別因を対償として調達された。
 そしてこの軍費關係については既に半年前に確定を締結していた。こ
の軍費關係において金決済を取扱めたものを掲記すれば次の通りであ
から。

三分の一金決済

一六〇〇〇〇〇〇四

以上四つの軍費協定に基いて別表の右に示す如く一九四一年十一月六日以降一九四二年七月二十日までの間にかけて一六八三〇七五瓦ニヘ金總量)をイイヤマータした。

ゴム輸入代金関係金イイヤマータについて
備印ゴム輸入代金の決済方法に関する取扱についての詳細については
目下不明で調査中であるが、一九四一年九月以降約一年間にかかるゴ
ム輸入代金は金をもつて決済されている。
この金決済のために一九四一年十一月十八日以降一九四二年九月三十
日までの間に一六九〇七〇二五瓦ニヘ金總量)をイイヤマータした。

(註)ゴム輸入代金決済方法については帝イイヤマータの外次の如き方

法がとられた。

- (1)一九四一年七月までは米實決済
- (2)一九四一年八月分はスイス法實・ビアストル實または豆由因
決済
- (3)一九四二年十月以降は印度支那銀行一坡勘定(甲勘定)への
内資振込

四 印度支那銀行一坡(甲)勘定残高決済關係について

- (1)一九四一年五月六日「日本國印度支那銀行調度貿易およびその決
済の様式に関する日佛政府間協定」締結され、これが^{締結}のため一
九四一年七月四日「印度支那銀行^荷正金銀行面第一勘定」が締結
された。
- この銀行面第一勘定に藉き^正金銀行東京支店に印度支那銀行一
坡勘定(甲勘定)が設けられ、印度支那銀行西貢支店に^正金銀

行一段路程，再向右走一段路程，以此类推。

卷之三

第七譜 印度支那銀行内貰一枚勧定残高並に横濱正金銀行ビアストル一枚勧定残高は毎月末当日の賣買伸縮をもつて相被せらるべし

第八回 第七條の規定に依る相談を行ひたる後
門賃方残高が印度支那銀行のために五百万円を

後正金銀行は那波支那銀行の要求により右超過額を銀紙にかけ
る賣買相場の仲値をもつて米貨にて支拂うべし

右銀行團第一協定第八條において決済通貨とされてゐる「米實」は
政府團協定第二十四條においては「金又は金に兌換し得る外貨」と
規定されてゐる。

一九四三年一月二十日日佛政府間に於いて「日本國印度支那國の様式に関する公文」が交換され、日佛印領決済を全面的に譲り受けたこととされ、同日「その附議了解事項」が確定された。

これが通常のため一九四三年三月二十日「印度支那銀行橋價正令狀」

著者交換公文附属第6項は大要次の如く規定している。

（相殺したもの）のうち五百萬圓を超える分は一九四三年一月一日
以降金をもつて決済すべし」

イヤマーハされた。

支那の通商協定は一九四二年六月十五日成立し、その第八回に基いて
通商の支拂方法につき、一九四二年六月二十四日の如く通商さ

公用勅通に対する使用料は当分の間左の方法をもつて支拂わるるものとす。三分の一は正實をもつて日本銀行諸國政府補定口座に、三分の一は自由開をもつて印度支那銀行横濱支店諸國政府補定口座に拂込

むものとす」

この協定に基いて一九四二年分儲金料の三分の一相当額につき一九四三平五月一日(四三九、七〇三、五、命總)がイヤマークされた。

一九四三年一月一日以後に支拂わるべき储金料についてはその決済方法が変更され、その金額について「印度支那銀行横濱支店銀行面第三協定」に基き正金東京支店に設けられた「印度支那銀行西貢特別開勅定」に掲込まれることとなつた。
(印解摹項第四項および銀行面第三協定第三條四款)

六一九四二年一月二十日附日佛政府間交換公文附属了解事項第十項は印度支那銀行が日本において所有する金につき次の如く規定している。「一九四三年一月一日に於て既に印度支那銀行が日本國において所有する金はその輸出し得る金たるもの性質を是有すべし、即ち右金は自由にこれを日本國外に輸出し得べく、其の輸出せらるるまでは印度支那銀行のために日本國內に保管へ「イヤマータ」せらるべく且日本國

外への輸出が可能となりたるときは日本國政府はその輸出に必要なる

一切の許可を與うべし」

一九四三年三月二十日附正金および印度支那銀行間第三協定附屬了解事項第三項は次の如く規定している。

「一九四三年一月一日において印度支那銀行の名において日本に保管せられ且同行の所有に係る輸出し得べき金、一九四二年十二月三十一日における一般勘定の超過貸方残高に対し印度支那銀行が受取るべき命令並に一九四二年六月十五日の日本國政府による佛國通航適用に関する基準協定に基き一九四二年十二月三十一日までに支拂わるべき命令の三分の一命令決済により獲得すべき命令に關しては既状においては未だ協議の時期に到達せざるも事情にして終すに至らば同銀行は直に開元了拂事項第十項の規定に基き石川井し得べき命令の交付方法に關し協議するものとす」

RB'-0555

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

佛印關係金イヤマーク高額

(4) 佛印軍費金イヤマーク高額

軍費 使用期間	軍費 調達額	所要額	金イヤマーク	
			昭一六下	昭一六上
昭一六下	二四〇〇〇	一八〇〇〇	比弗	瓦
昭一六上	二四〇〇〇	一八〇〇〇	比弗	瓦
当月	二三〇〇〇	一七〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	二三〇〇〇	一七〇〇〇	比弗	瓦
比弗	一九〇〇〇	一四〇〇〇	比弗	瓦
當月	一九〇〇〇	一四〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	一九〇〇〇	一四〇〇〇	比弗	瓦
比弗	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	比弗	瓦
當月	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	比弗	瓦
比弗	一一〇〇〇	七〇〇〇〇	比弗	瓦
當月	一一〇〇〇	七〇〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	一一〇〇〇	七〇〇〇〇	比弗	瓦
比弗	八〇〇〇	五〇〇〇〇	比弗	瓦
當月	八〇〇〇	五〇〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	八〇〇〇	五〇〇〇〇	比弗	瓦
比弗	六〇〇〇	四〇〇〇〇	比弗	瓦
當月	六〇〇〇	四〇〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	六〇〇〇	四〇〇〇〇	比弗	瓦
比弗	四〇〇〇	三〇〇〇〇	比弗	瓦
當月	四〇〇〇	三〇〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	四〇〇〇	三〇〇〇〇	比弗	瓦
比弗	二〇〇〇	一五〇〇〇	比弗	瓦
當月	二〇〇〇	一五〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	二〇〇〇	一五〇〇〇	比弗	瓦
比弗	一〇〇〇	七〇〇〇	比弗	瓦
當月	一〇〇〇	七〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	一〇〇〇	七〇〇〇	比弗	瓦
比弗	五〇〇	三〇〇〇	比弗	瓦
當月	五〇〇	三〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	五〇〇	三〇〇〇	比弗	瓦
比弗	二〇〇	一五〇〇	比弗	瓦
當月	二〇〇	一五〇〇	比弗	瓦
千円相当	二〇〇	一五〇〇	比弗	瓦
比弗	一〇〇	一〇〇〇	比弗	瓦
當月	一〇〇	一〇〇〇	比弗	瓦
千円相当	一〇〇	一〇〇〇	比弗	瓦
比弗	五〇	五〇〇	比弗	瓦
當月	五〇	五〇〇	比弗	瓦
千円相当	五〇	五〇〇	比弗	瓦
比弗	二五	二五〇	比弗	瓦
當月	二五	二五〇	比弗	瓦
千円相当	二五	二五〇	比弗	瓦
比弗	一五	一五〇	比弗	瓦
當月	一五	一五〇	比弗	瓦
千円相当	一五	一五〇	比弗	瓦
比弗	八	八〇	比弗	瓦
當月	八	八〇	比弗	瓦
千円相当	八	八〇	比弗	瓦
比弗	四	四〇	比弗	瓦
當月	四	四〇	比弗	瓦
千円相当	四	四〇	比弗	瓦
比弗	二	二〇	比弗	瓦
當月	二	二〇	比弗	瓦
千円相当	二	二〇	比弗	瓦
比弗	一	一〇	比弗	瓦
當月	一	一〇	比弗	瓦
千円相当	一	一〇	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	瓦
千円相当	二	二	比弗	瓦
比弗	一	一	比弗	瓦
當月	一	一	比弗	瓦
千円相当	一	一	比弗	瓦
比弗	五	五	比弗	瓦
當月	五	五	比弗	瓦
千円相当	五	五	比弗	瓦
比弗	二	二	比弗	瓦
當月	二	二	比弗	

同上

金イイヤマ タ所支拂	金 利 率	外 資 本	外 資 本	發行日
昭和一六年 六月一號	比那 國	比那 國	比那 國	昭和一六年 六月一號
一九二九年・四月 一九三〇年・四月	一九二九年・四月 一九三〇年・四月	一九二九年・四月 一九三〇年・四月	一九二九年・四月 一九三〇年・四月	一九二九年・四月 一九三〇年・四月
一九三一年・四月 一九三二年・四月	一九三一年・四月 一九三二年・四月	一九三一年・四月 一九三二年・四月	一九三一年・四月 一九三二年・四月	一九三一年・四月 一九三二年・四月
一九三三年・四月 一九三四年・四月	一九三三年・四月 一九三四年・四月	一九三三年・四月 一九三四年・四月	一九三三年・四月 一九三四年・四月	一九三三年・四月 一九三四年・四月

RB'-0555

0121

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

訳文

目次

第一節

日本政府の受取及び証明（大連合國最高司令官）

第一節に關する認証

第二節

泰國政府並に泰國銀行引渡しに關する承認（對日本政府）

第三節

泰國政府並に泰國銀行の引渡しに煩難に關する承認（對聯合國最高

司令官）

第三節に關する認証

別表

C B A

0132

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

第一節、受取及び証明（日本政府へ対聯合國最高司令官）

日本政府は正式権限を附与せられた代表により、茲に印度支那銀行の為に日本銀行が特別保管していた△表（詳細下記）記載の金塊諸項

の為に日本銀行が特別保管していいた△表（詳細下記）記載の金塊諸項

目を連合國最高司令官から本日受領したことを証明する。

右△表はこの受取及び証明書の一部をかし且つ之に含まれるものである。日本政府は更に△表に示された全金塊（詳細下記）は日本銀行から連合國最高司令官の保管に移され且つ以前は印度支那銀行の為に日本銀行が特別保管を行つていたものである事を証明する。

上記の証として日本政府はこの証書八部を作成し且又正式権限を附与せられた代表を通じ、一九五〇年一月二三日、日本東京に於て此の受領証及び証明書に署名捺印した。

（氏名）印 伊 原 隆

（官銜） 大蔵省理財局長

RB'-0555

正當に委任及び権限を附与せられた日本東京駐在、アメリカ合衆国の副領事アーニングは昭和二十五年一月二三日、本官の前に日本政府の権限ある代表者が自身出頭し、且つ彼等が斯かる代表者であり上記証書「連合國最高司令官に対する日本政府の受領及び證明」に日本政府の為め全政府に代つて記載、記名及び捺印せるものと全一人であることを認め、而して本官が先づ彼等に前記証書の内容を明らかにした上彼等が日本政府の為めに今政府に代つて前記証書記載の諸目的の為に、彼等の眞実にして自由且自発時を行為として全証書記載の日時に全書に署名捺印せる旨自身本官に対し証言したる事を証明する。

（氏名）アーニング

（アメリカ合衆国）

印

副領事

○第一回 引渡しに関する証書 一 佛蘭西政府及び印度支那銀行
→ 日本国政府

佛蘭西政府及び印度支那銀行は各自正當なる権限を有する代表者によつて、日本政府から、本領收~~印~~の一部である下記▲表記或當日の通り、義に印度支那銀行の為日本銀行より特別保証せられたる金塊金につき、その所有權、保管、管理及び引渡しを本日正に受けたる一及びこれに附隨する一切の権利を負担する事一を茲に証明する。

更に佛蘭西政府及印度支那銀行は下記○表記或當金の金額が、純化日本銀行により印度支那銀行の為特別保証として保有せられて居たる金塊にして、日本銀行から連合國收高司令官が接收した金塊金の一覧であることを証明及び承認する。

本書の採用により、佛蘭西政府及び印度支那銀行は、連合國收高司令官が日本軍によつて掠奪せられたものと認定し、前に連合國收高司令官から解説せられない、正つて佛蘭西政府及び印度支那銀行に對し本日引渡されない、下記裏表記滅し同表に含まれて居る海外金塊金につき、両者間の一切の權利、財物、及び利益を放棄するものとする。

0133

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

但し、イギリス政府及び印度支那銀行は日本政府又は日本銀行に拘り上記
B表記の金額と同額の金又は金庫と同額の財政又は商業的支払を
以て消却せしめる権利を取扱するものではない。

右の証としイギリス政府及び印度支那銀行は本証書を八時半作成し止當な
る権限を有する代表者を冠し、昭和二十五年十一月三日、日本東京に於
て本引渡しに關する認証書に署名捺印する。

イギリス政府の 簿記レナード・ラングバン

一式名

佛蘭西銀行 聞問

印度支那銀行 聞問

一式名 ワシヤー・オーブラン

印度支那銀行東京支店長

正当なる委任及び権限を有する日平東京駐在、アメリカ合衆國副領事
ブランディング、・・・は昭和二十三年十一月三日、私の前にイギリス政府及び
印度支那銀行の権限ある代表者シーバン、及びオーブラン、各々自身
署し且つ、彼等が別かる代表者であり上記証書「日本政府に付する
イギリス政府及印度支那銀行、引渡し証書」にイギリス政府及び印度支那銀行
の爲め同政府急用印、記名、及捺印せる旨と同一人であることを認め及び本
記代つて記載。記名、及捺印せる旨と同一人であることを認め及び本
言が先づ彼等は前記証書の内容を明らかにした上被書かイギリス政府及
び印度支那銀行の爲めに同政府に付つて前記証書記載の旨目的の為
に被等の身代として自由且つ自発的に行爲として同此證記載の日時に
同書に署名捺印せし旨当時半官に刈し此書したる事を証明する。

一式名 ブランディング

副領事

アメリカ合衆國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0134

第三節
引渡し、及本解禁に關する事項
印度支那

佛蘭西
印度支那
日本政府及華南銀行は、各々正當なる権限を有する代表者によつて
日本政府から、本認証の一冊たる下記 A 記載細目通りに華南銀行
行の為、日本銀行により特別保證せられた金地金につき、その所有權
保證書理及び引渡しを本日正に受けた事へ及びこれに附隨する一部の
擔保を負担する事一を妙に証明する。

更に イギリス領 政府及び イギリス領 銀行は下記の表記載金地金の額額が後に日本銀行より 印度支那 舉明銀行の為特別保管として保有せられて居た金地金にして日本銀行から運合司最高司令官が接收した金地金の一切であることを正明し及び返還する。右約定として イギリス領 政府は今後返還せられる金地金にして本用渡し及び解済に當する現金により之返せられた金地金並びに日本に記載の一切の金に關して運合司最高司令官、その副職人、専定造営執行人、管財人、後任者、該人に對し英國政府又はその代理事務部、局係、役員又は国民又はその全部が有する若しくは将来その相続人、指定遺言執行人、管財人、後任者、又は繼受人が有すべき一

切の訴訟及び訴訟の裁判、告訴、審理、決定、協定、契約、判定、タ
レーム、要求等から連合國最高司令官等、その代理人、旨定道賃氣行人、
賃財人及び譲受人を永久に解除及び免責する。本条の施行により本通
政府及び^{印支支那}銀行は、連合國最高司令官が日本軍によつて擱留せられ
たものと確定し、為に連合國最高司令官が^{印支支那}から解雇せられない、從
つて^{印支支那}政府及び^{印支支那}銀行に対し本日引渡されない、下記B表に記載
し今表に含まれてゐる余外金銀金につき、両者の一切の権利、資格及
び利益を放棄するものとする。

印支支那

但し^{印支支那}政府及び^{印支支那}銀行は、本政府又は日本銀行に対し上記B表
記載の金銀金は、金塊と今種種の財物又は商業的支払を以て増
強せしめる確據を放棄するものではない。右の並として^{印支支那}政府及び
^{印支支那}銀行は、本表を八部作成し正当なる頃限を有する代表者を相互通
知せしめることを要す。

本表は日本東京に於て引渡及ばず本に關し署名捺印する
和二十五年一月二三日日本東京に於て引渡及ばず本に關し署名捺印する

(氏名) オワクル
レナーシーバン

RB'-0555

0 135

正当な事務任並水陸輸を許され日本及東洋在、アメリカ合衆國
印度支那
所領地ブリニングは昭和二十五年一月四日、本官の前に印度支那政府及び
郵便銀行の總帥ある代表者オットー・ル及ばオーフラン
爾し且つ彼等が斯かる代表者であり下記正書、聯合軍委員司令官に對
する
イタリア
印度支那
郵便銀行の引渡及解禁に
印度支那
印度支那
郵便銀行の
為め今政府及び今行に代つて記載、記名及び捺印せらる者と全一人であ
ることを本官が認め及ば本官が先づ彼等に前記正書の内容を明かにし
た上、被等が
印度支那
郵便銀行の為めに今政府に代つて前記正書
記載の旨目的の如に彼等の眞跡にして自由且つ自發的な行為として全
正書記載の日時に合意に署名捺印せる旨自身本官に対し正書したる事
を證明する。

(氏名) ブリニンダ
(アメリカ合衆国)

印
度
文
關
稅
局
印
度
支
那
銀
行
內
部
規
則

▲ 裁
新政府に引渡しのため連合国取締司令官より日本政府に拘して
解説される金地金の内訳表

一 内訳表掲人の事一

B表 連合国取締司令官によつて引渡を請求される金地金の内訳表

一 内訳表掲人の事一

RB'-0555

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

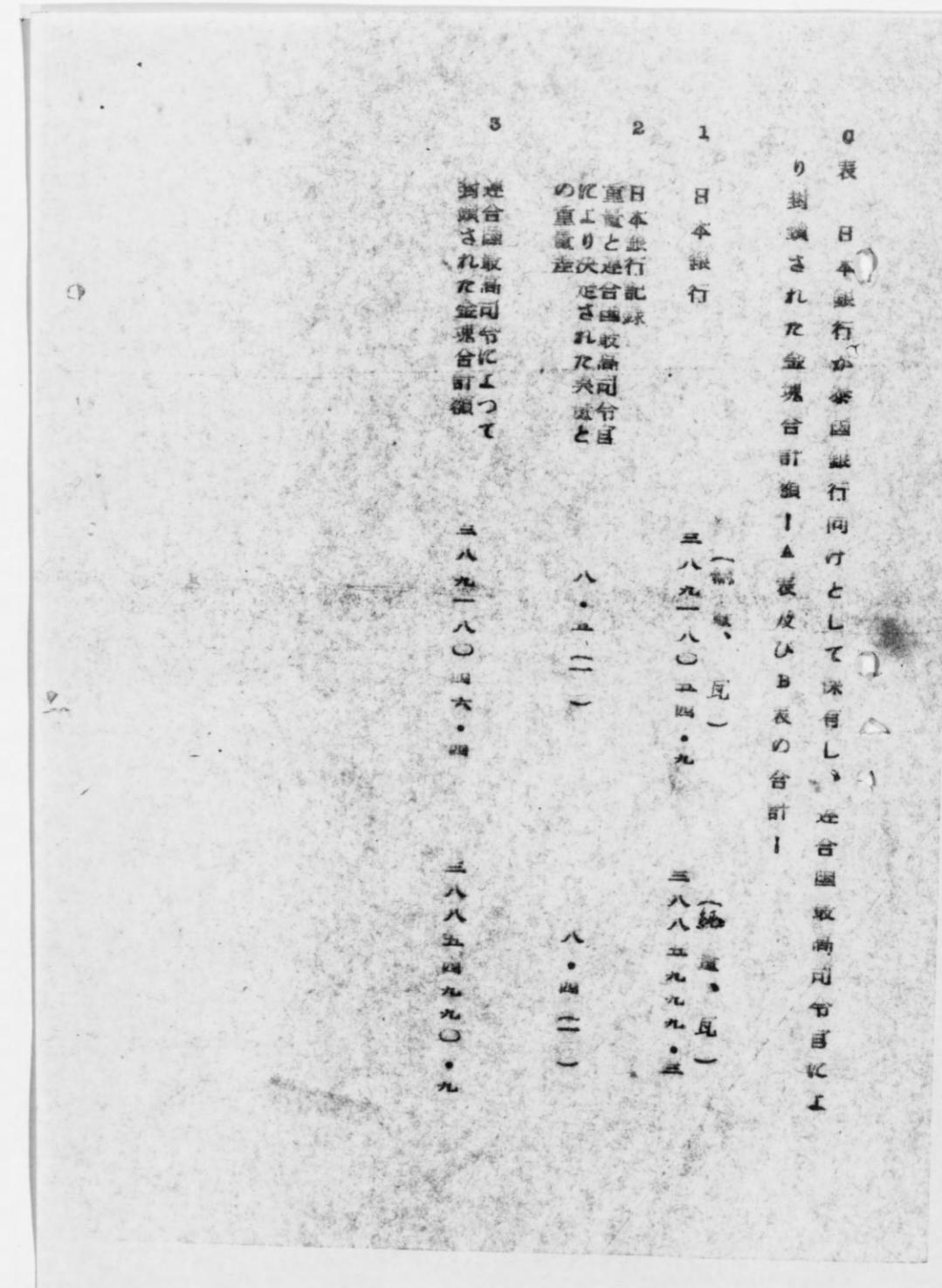
sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery and Release
in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____th day of _____,
1949.

THE GOVERNMENT OF FRANCE
BY _____ (SEAL)

(Title)

THE BANQUE DE L'INDOCHINE
BY _____
(Name)

(Title)



RB'-0555

0138

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SECTION III

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY AND RELEASE GOVERNMENT
OF FRANCE AND THE BANQUE DE L'INDOCHINE TO THE
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

The Government of France and the Banque de l'Indochine by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery and Release.

The Government of France and the Banque de l'Indochine certify that, as the result of delivery of the above-mentioned gold bullion, such obligation incurred by Japan to French Indo-China as are related to the payment with the gold bullion in question will be considered as finally settled to the extent of the amount equivalent to the value of the above-mentioned gold bullion and further problem in this regard will not be raised thereafter.

The Government of France and the Banque de l'Indochine further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of France and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

For valuable consideration the Government of France and the Banque de l'Indochine hereby remise, release and forever discharge the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors, and assigns, of and from all manner of actions and

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

causes of actions, suits, debts, dues, accounts, bonds, covenants, contracts, agreements, judgments, claims and demands whatsoever in law or equity, which the Government of France or any of its agencies, departments, units, officials, or nationals, or all of them ever had, now have or which their heirs, executors, administrators, successors or assigns, or any of them, hereafter can, shall or may have against the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors and assigns, for or by reason of any cause, matter or thing whatsoever to the date of these presents, in relation to the gold bullion hereby returned and receipted for by this Acknowledgment of Delivery and Release as well as all gold bullion listed in Schedule B, detailed hereinbelow.

In executing this instrument the Government of France and/or the Banque de l'Indochine waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of France and/or the Banque de l'Indochine on this date; however, the Government of France and/or the Banque de l'Indochine does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to a settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF the Government of France and the Banque de l'Indochine through their duly authorized representatives have signed,

RB'-0555

0139

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SECTION II

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY - GOVERNMENT OF
FRANCE AND THE BANQUE de l'INDOCHINE TO
GOVERNMENT OF JAPAN

The Government of France and the Banque de l'Indochine by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this acknowledgment of Delivery.

The Government of France and the Banque de l'Indochine certify that, as the result of delivery of the above-mentioned gold bullion, such obligation incurred by Japan to French Indo-China as are related to the payment with the gold bullion in question will be considered as finally settled to the extent of the amount equivalent to the value of the above-mentioned gold bullion and further problem in this regard will not be raised thereafter.

The Government of France and the Banque de l'Indochine further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

In executing this instrument the Government of France and the Banque de l'Indochine waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of France and/or the Banque de l'Indochine on this date; however, the Government of France and/or the Banque de l'Indochine does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of France and the Banque de l'Indochine through their duly authorized representatives have signed, sealed, and executed this acknowledgment of Delivery in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____ th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF FRANCE
BY _____ (SEAL)

(Title)

THE BANQUE DE L'INDOCHINE
BY _____
(Name)

(Title)

RB'-0555

0140

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Record
National Archives of Japan

RB'-0555

0 14 1

之曰。彼之不善。亦已甚矣。指摘。引繩。皆行。力。以。備。印。

國傳の御事は、今後、行ひ一々御用の上

總憤霍龍，總讎。後之有件，不以金玉為謀。

入た物質中、脳脊髄液等の透通性を有するものも

事一入，事情已到鑑中，將以情重下考慮。

要言

大藏書 89
新印本 5 CAPTION 卷之三

مکالمہ

此書不審ひつり、協定文はこの協議したと出で方
求めて申せたが、奉國内閣・協定文すら見つから
時、外務省より意見の開陳されたかとの理由。
和を期す、不取扱奉國内閣・協定文。Copy送付
越吉待て。内閣主権的討伐し、結果を回答する
いた。

外務省

RB'-0555

0 142

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

亞洲歷史資料中心 Center for Asian Historical Research

上記の如きを以て當事者より
即チ佛印側(佛國政府及佛印銀行)より日本政府
宛て "Acknowledgment of Delivery" 申上
「佛國政府及佛印銀行は、日本の佛印に於て有
する債務中、本件金地金の支拂い済す。取引上
の如く、右引渡しも、一々書類の交換せらるべじ
信新右衛門向島吉種起訴事件本江之吉大蔵銀

大藏省より送付並の奉國關係協定の Five DRAFT
一項第一号總司令部免提出したる旨該付の公信一號
印及以東國領内ノカマツ金地金ノ所有權開闢
事由其處之處置並ニ向既に核討し候結果、此
事由在於論上申候。
四、前記日支政府、公信奉文第ニ題の趣旨を勘定
文中口押入主事記載する所將來の問題發生時

(註)

佛印關係協定も奉國園係合上同様に金地金の
SCAP監理が解かれ、日本政府が之を全般に日本
政府より佛印側に返還する上、之形成を取次協定の
構成は次の如く大體である。

一 日本政府よりSCAP完全監理破認文書

二 在日開支米國領事記明文書

三 佛印側(佛國政府及び佛印銀行)より日本政府元
金監理破認文書

四 在日開支米國領事記明文書

五 佛印側よりSCAP完全監理破認文書

六 在日開支米國領事記明文書

七 附表(金地金の内訳明細)

(四)

右要領を以て、大藏省は回収し納入する。
すと。

鳥取大印

MINISTRY OF FINANCE

THE JAPANESE GOVERNMENT

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
POLICY & MANAGEMENT GROUP

C E R T I F I C A T E

The difference of 0.3 grams in fine weight between the quantity of gold stipulated in SCAP memorandum for the Japanese Government, SCARIN 7058-A, dated 9 January 1950, and that described in the "Agreements re Gold Transaction Concerning the Government of Japan, the Government of France, the Banque de l'Indochine, and the Supreme Commander for the Allied Powers" constitutes a melting loss incurred as the result of segregation of a single gold bar during SCAP custody of the gold.

The Japanese Government and the Bank of Japan are not in any way accountable for the melting loss, above cited. The specific 0.3 grams in fine weight of gold does not remain in custody of the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine.

The melting loss was incurred as follows: (Ingot #17, Lot #78, Item #411)

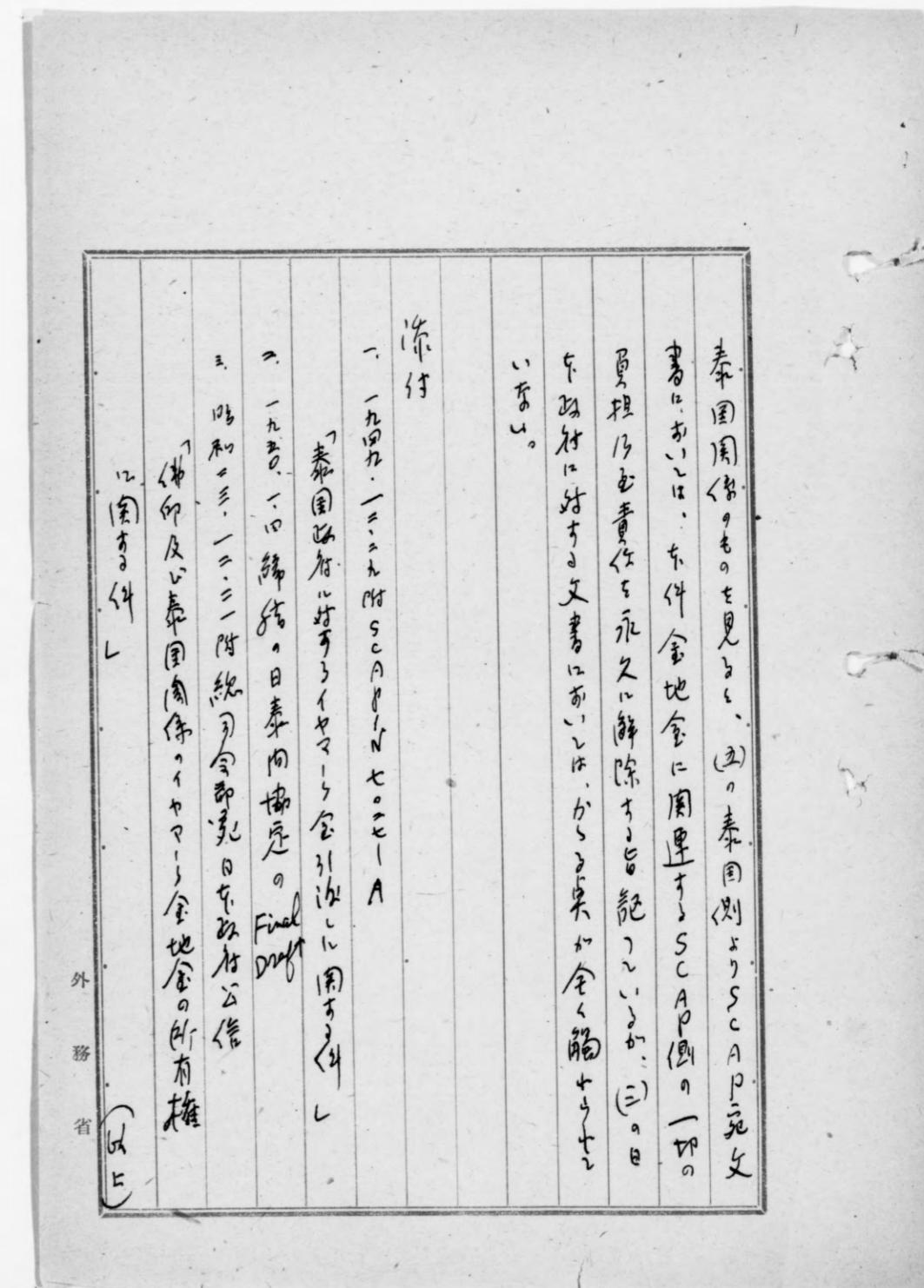
Gross weight Grams	Fine Weight Grams
SCAP record -	
Segregated (delivery) 13,369.9	13,368.5
Segregated (withheld) 1,271.5	1,271.4
Segregation melting loss 0.3	0.3
14,641.7	14,640.2

Bank of Japan record -

14,641.7	14,640.2
----------	----------

The quantity stated in the aforementioned SCAP memorandum to the Japanese Government as withheld from delivery is hereby confirmed as the correct figure.

KENNETH L. MAYALL
Policy & Management Group



RB'-0555

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

R E C A P I T U L A T I O N

1. SCHEDULE A - GOLD DULLION - COVERED BY THIS RELEASE

LOCATION	LOT NO.	PAGE NO.	GROSS GRAM WGHT;	FINE GRAM WGHT.
TOKYO - B.J.	5320	1 to 4 inc.	1,875,493.3	1,872,484.9
OSAKA MINT	78	5 to 59 inc.	31,253,657.2	31,183,057.0
RELEASE TOTAL			33,129,150.5	33,055,541.9

2. SCHEDULE B

GOLD BULLION RETAINED IN SCAP CUSTODY	1,271.5	1,271.4
MELTING LOSS IN SEGREGATION	.3	.3
TOTALS	1,271.8	1,271.7
SCHED. A & B		
SCHED. A - TOTAL	33,129,150.5	33,055,541.9
SCHED. B - TOTAL	1,271.8	1,271.7
TOTAL - SCHED. A AND B	33,130,422.3	33,056,813.6

3. TOTAL GOLD BULLION EARMARKED BY THE BANK OF JAPAN FOR THE BANK

DE L' INDO-CHINE and IMPOUNDED IN THE CUSTODY OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS

33,130,422.3	33,056,813.6
--------------	--------------

SCHEDULE C

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 410.2 (9 JAN 50) CPC/FP
SCAPIN 7058-A 9 JAN 50

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
2282	33,130,422.0 33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
2282 (also one (1) gold shaving)	33,129,150.5 33,055,541.9

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
1 (small)	1,271.5 1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0146

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SCHEDULE A

ITEMIZED LIST OF GOLD BULLION RELEASED BY THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS TO THE JAPANESE GOVERNMENT FOR DELIVERY
TO THE FRENCH GOVERNMENT -- INCLUDES PAGES 1 TO 4 FOR LOT 5320
AND PAGES 5 TO 59 FOR LOT 78 --- 2282 BARS AND GOLD SHAVING
33129150 5 GROSS GRAMS 33055541 9 FINE GRAMS ---

AT BANK OF JAPAN - TOKYO

GOLD ITEMIZED ON PAGES 1 TO 4 FOR LOT 5320 127 PIECES
1875493 3 GROS GRAMS 1872484 9 FINE GRAMS EXACTLY DUPLICATES GOLD LISTED ON AUTHORIZATION FOR RELEASE FORM NUMBER 000438

AT OSAKA MINT - OSAKA

GOLD ITEMIZED ON PAGES 5 TO 59 FOR LOT 78-2155 PIECES AND
GOLD SHAVING 31253657 2 GROSS GRAMS 31183057 0 FINE GRAMS EXACTLY DUPLICATES THAT LISTED ON AUTHORIZATION FOR RELEASE FORM NUMBER 000435

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

SCHEDULE B

DISPOSITION OF BALANCE AS FOLLOWS:

	GROSS GRAM WHT.	FINE GRAM WHT.
1. WITHHELD AS LOOTED	1,271.53	1,271.4
2. MELTING LOSS IN SEGREGATION	.3	.3
3. TOTAL WITHHELD	1,271.83	1,271.7

ABOVE AMOUNT OF GOLD BULLION WITHHELD FROM DELIVERY BY
THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

SCHEDULE B

RB'-0555

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

Schedule C - Summary Total of Gold Bullion Earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand and Impounded by the Supreme Commander for the Allied Powers - (Schedule A plus Schedule B, above).

	<u>Gross gram weight</u>	<u>Fine gram weight</u>
1. Bank of Japan recorded total		
2. Weight variance between Bank of Japan recorded weight and actual weight as determined by the Supreme Commander for the Allied Powers.	8.5 (-)	8.4 (-)
3. Summary total of earmarked gold bullion impounded by the Supreme Commander for the Allied Powers.		

AG 410.2 (9 Jan 50) CGC/FP
SCAPIN 7058-A

9 January 1950

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
2282	Gross 33,130,422.0 Fine 33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
2282	Gross 33,129,150.5 Fine 33,055,541.9 (also one (1) gold shaving)

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
1,271.5	Gross 1,271.5 Fine 1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

Received: 12 Jan 3.10 P.m.
Shukan : RAP
Copy : D of L. D of P.
LCO. LLO. MA
CG. PE. TL.

RB'-0555

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Schedule A - Itemized List of Gold Bullion Released by the Supreme Commander for the Allied Powers to the Government of Japan for Delivery to the Government of Thailand.

(Insert itemized listing)

Schedule B - Itemized List of Gold Bullion Retained in Custody by the Supreme Commander for the Allied Powers.

(Insert itemized listing)

RB'-0555

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

THE GOVERNMENT OF THAILAND
BY _____ (SEAL)
(Name)

(Title)

THE BANK OF THAILAND
BY _____
(Name)

(Title)

JAPAN)
CITY OF TOKYO) SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____ of the United States of America
at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify
that on this ____th day of _____, 1949, before me personally
appeared _____ and _____, authorized
representatives of the Government of Thailand and the Bank of
Thailand, respectively, who are known to me to be such repre-
sentatives and to be the identical persons who are described in,
whose names are subscribed to, and who signed and executed the
foregoing instrument titled "Acknowledgment of Delivery and
Release - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the
Supreme Commander for the Allied Powers" for and on behalf of the
Government of Thailand and the Banque de l'Indochine, and I, first
having made known to them the contents thereof, they personally
acknowledged to me that they signed, sealed, and executed the same,
on the date it bears, as their true, free and voluntary act and
deed, for and on behalf of the Government of Thailand and the
Bank of Thailand, for the uses, purposes and considerations therein
set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official
seal the day and year last above written.

_____ (SEAL)

_____ of the
United States
of America

- 10 -

- 11 -

RB'-0555

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

SECTION III

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY AND RELEASE-GOVERNMENT OF THAILAND AND THE BANK OF THAILAND TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

The Government of Thailand and the Bank of Thailand by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery and Release.

The Government of Thailand and the Bank of Thailand further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand and taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

For valuable consideration the Government of Thailand and the Bank of Thailand hereby remise, release and forever discharge the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors, and assigns, of and from all manner of actions and causes of actions, suits, debts, dues, accounts, bonds, covenants, contracts, agreements, judgments, claims and demands whatsoever in law or equity, which the Government of Thailand or any of its agencies, departments, units, officials, or nationals, or all of them ever had, now have or which their

- 8 -

heirs, executors, administrators, successors or assigns, or any of them, hereafter can, shall or may have against the Supreme Commander for the Allied Powers, his heirs, executors, administrators, successors and assigns, for or by reason of any cause, matter or thing whatsoever to the date of these presents, in relation to the gold bullion hereby returned and receipted for by this Acknowledgment of Delivery and Release as well as all gold bullion listed in Schedule B, detailed hereinbelow.

In executing this instrument the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand on this date; however, the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to a settlement in gold of equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Thailand and the Bank of Thailand through their duly authorized representatives have signed, sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery and Release in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this ____th day of _____, 1949.

- 9 -

RB'-0555

0151

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Thailand does not waive or release its right against the Government of Japan and/or the Bank of Japan to settlement in gold or equal fine weight or to a financial or commercial settlement equivalent in value to the gold bullion listed in said Schedule B.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Thailand and the Bank of Thailand through their duly authorized representatives have signed; sealed, and executed this Acknowledgment of Delivery in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this ____th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF THAILAND
BY _____ (SEAL)
(Name)
(Title)

THE BANK OF THAILAND
BY _____
(Name)
(Title)

- 6 -

JAPAN)
CITY OF TOKYO (SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____ of the United States of America at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify that on this ____th day of _____, 1949. Before me personally appeared _____ and _____, authorized representatives of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, respectively, who are known to me to be such representatives and to be the identical persons who are described in, whose names are subscribed to, and who signed and executed the foregoing instrument titled "Acknowledgment of Delivery - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Government of Japan" for and on behalf of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, and I, first having made known to them the contents thereof, they personally acknowledged to me that they signed, sealed, and executed the same, on the date it bears, as their true, free and voluntary act and deed, for and on behalf of the Government of Thailand and the Bank of Thailand, for the uses, purposes and considerations therein set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official seal the day and year last above written.

(SEAL)

of the United States of America

- 7 -

RB'-0555

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

JAPAN
CITY OF TOKYO (SS:
AMERICAN CONSULAR SERVICE)

I, _____ of the United States of America at Tokyo, Japan, duly commissioned and qualified, do hereby certify that on this ____th day of ____, 1949, before me personally appeared _____, an authorized representative of the Government of Japan, who is known to me to be such a representative and to be the identical person who is described in, whose name is subscribed to, and who signed and executed the foregoing instrument titled "Receipt and Certification - Government of Japan to the Supreme Commander for the Allied Powers" for and on behalf of the Government of Japan, and I, having first made known to him the contents thereof, he personally acknowledged to me that he signed, sealed and executed the same, on the date it bears, as his true, free and voluntary act and deed, for and on behalf of the Government of Japan, for the uses, purposes and considerations therein set forth.

In witness whereof I have hereunto set my hand and official seal the day and year last above written.

(SEAL)

_____ of the United States
of America

- 4 -

SECTION II

ACKNOWLEDGMENT OF DELIVERY - GOVERNMENT OF THAILAND AND THE BANK OF THAILAND TO GOVERNMENT OF JAPAN

The Government of Thailand and the Bank of Thailand by their duly authorized representatives hereby certify that they have received from the Government of Japan, this date, possession, custody, control and delivery (and assume all risks incident thereto) of the gold bullion heretofore earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which is hereby made a part of and incorporated in this Acknowledgment of Delivery.

The Government of Thailand and the Bank of Thailand further certify and acknowledge that the total sum of gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the gold bullion previously earmarked and held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan.

In executing this instrument the Government of Thailand and the Bank of Thailand waive all right, title and interest of both, or either of them, in and to the specific gold bullion covered by and included in Schedule B, detailed hereinbelow, which has been determined by the Supreme Commander for the Allied Powers to have been looted by Japanese armed forces and which, therefore, has not been released from custody of the Supreme Commander for the Allied Powers and, in consequence thereof, has not been delivered to the Government of Thailand and/or the Bank of Thailand on this date; however, the Government of Thailand and/or the Bank of

- 5 -

RB'-0555

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

<u>INDEX</u>	<u>PAGE</u>
SECTION I	
Receipt and Certification - Government of Japan to the Supreme Commander for the Allied Powers	2
Acknowledgment (Section I)	4
SECTION II	
Acknowledgment of Delivery - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Government of Japan	5
Acknowledgment (Section III)	7
SECTION III	
Acknowledgment of Delivery and Release - Government of Thailand and the Bank of Thailand to the Supreme Commander for the Allied Powers	8
Acknowledgment (Section III)	11
THREE (3) INCLOSURES	
Schedule A	A through A-68
Schedule B	B through B- 2
Schedule C C
SECTION I	
RECEIPT AND CERTIFICATION - GOVERNMENT OF JAPAN TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS	

The Government of Japan, by its duly authorized representative, hereby certifies that it has received from the Supreme Commander for the Allied Powers, this date, delivery of certain items of gold bullion earmarked by the Bank of Japan for the Bank of Thailand, listed in Schedule A, detailed hereinbelow, which hereby is made a part of and incorporated in this Receipt and Certification.

- 2 -

The Government of Japan further certifies that the total gold bullion listed in Schedule C, detailed hereinbelow, constitutes all of the earmarked gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Bank of Thailand.

IN WITNESS WHEREOF, the Government of Japan through a duly authorized representative has signed, sealed, and executed this Receipt and Certification in eight (8) originals in Tokyo, Japan, this _____ th day of _____, 1949.

THE GOVERNMENT OF JAPAN
BY _____ (SEAL)

(Title)

- 3 -

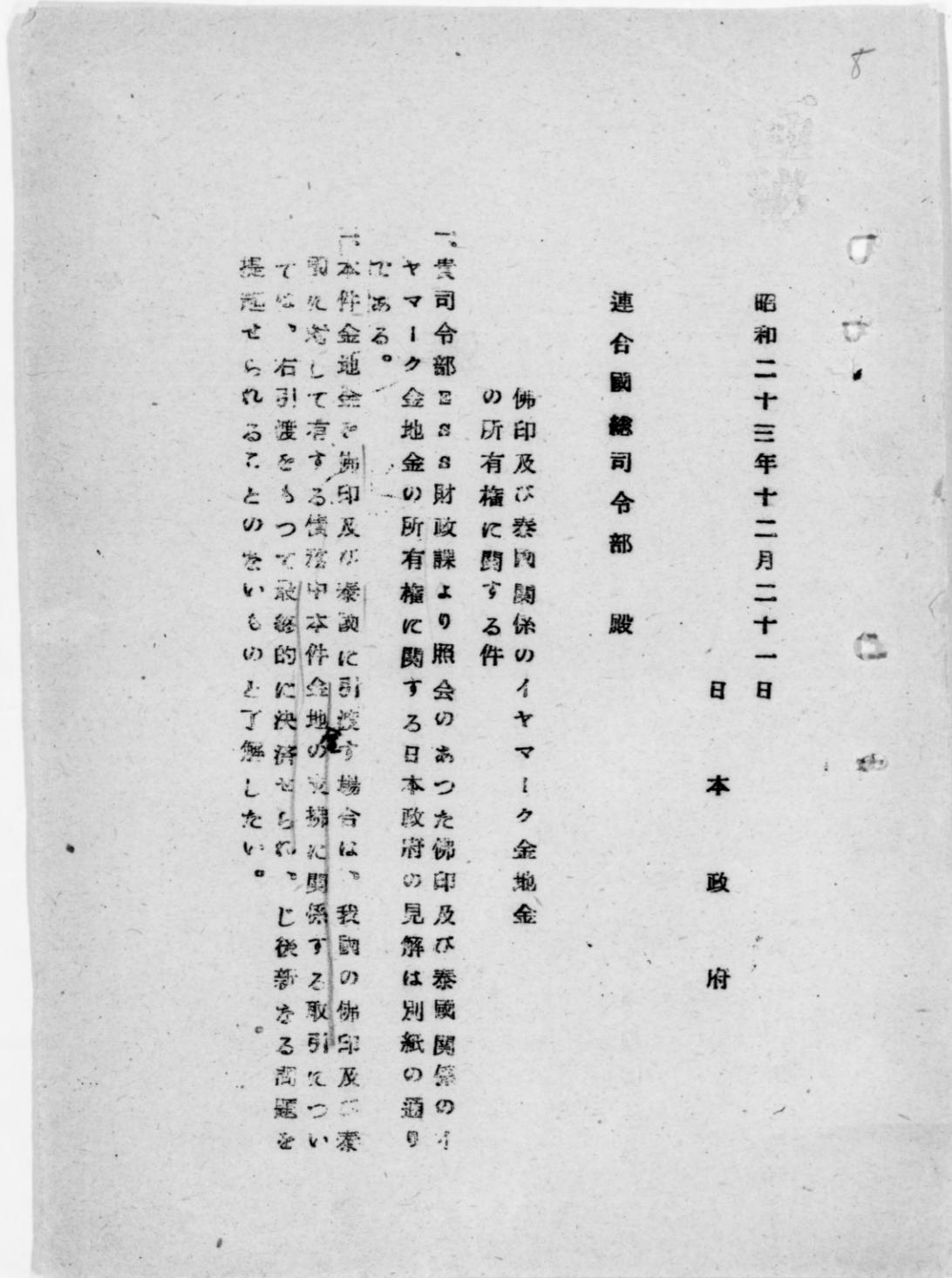
RB'-0555

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



Final Draft

AGREEMENTS re Gold Transaction Involving the Government of Thailand, the Bank of Thailand, the Government of Japan and the Supreme Commander for the Allied Powers.

72
88

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0555

0155

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

上我國發 以
決がの生を下
定國佛しおを
せ官印た我別
ら私及債が途
れ有び務國口
る財泰のと上
よ產國問佛誓
うがに觀印と
希あ対が及し
望るしあびて
すこてる泰總
ると有が國司
。及す、と令
びるこの部
我債れ間係
が權に官
國、のはに
の現決、提
支地役右出
拂ににのする
能道つ外に
力留いにこ
をせて職と
考うけ寺
慮れ事中
のたがに

指來西し布降宣九後七 有生府及處 日
以摘日三たさ共言日フ自然福じとひ係佛
下し本年裁れ和し法ラ成るはたの備、印印申
11と十決を賦をはん立に佛價問船ゴ蘭間、
ヤ董販ニは一臨上、スシド諸務に料ム係協佛
マキ奉月原切時、タ共々・倘決有闕輸イ定印
した状協則の改そ1和当ゴに済効保入ヤの
クい熊貓と懸府のシ制初Iあのにの代マ効保
に政し法が名ヲ臨カルる爲縮四金!力
あ府て的樹体時ら政ふに結権與クのマ
るは無、立の制政ヴァ府の1せか保金問
「一効制さ如は府1はとヤらあ、地題!
旨フで施れ何事成シロ日マれる印金
のラある的る而突立!ン本!た。度三
宣ンる行ま問上後政D政ク協そ支十
言ス旨爲でわの制府ン府さ定れ那三
をはを並にす政定のにはれ履は銀匱
発一規に、一府せ正お解た行何行に
し九定を太九たら統いしものがれ一は
た西しれ陸四るれ性てての結も般別
。一てら領○にたを一おで果日勘表
以年いの土年す一否九つあ、本定に
上十る施内六き九認四たつ佛と強示
の二。行に月を四し〇。て印ウ高す
諸月更をお十か四た年、にイ決如
事七に吉い六つ年。六そ対シ済く
異日一約て日を八そ月のし!開隼
を以九と公以旨月の十 所て政係費

0156

RB'-0555

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

○市を輸入し、その代金決済は米ドル支拂が定められた。この決済方法は漸次変更され、一九四一年九月以降約一年間に輸入代金についてであるが、この金決済に関する協定文書は現在ないもので不明であるが、一九四一年十一月にかけ現地から東京への正規電報にて、「印度支那銀行のための正規電報」にて金をイヤマックする」と定められてゐる。併しこれは正金電報であるから協定文書にて「イヤマック」という用語にてあるとする根拠には必ずしもならないようと思ふ。併しこれは正金電報である。

印度支那銀行一般勘定残決済関係における金のイヤマックは一九四三年一月二十二日印度支那銀行と日本國印度支那間決済の様式に関する交換公文書として、「米ドル支拂」と同様「金銭」を定めた。この如き規定に基いても

この日佛政府開催の日付である。一九四四年五月六日の日本國印度支那間關稅制度、貿易規則に於ける右協定の規定する甲勘定及び丙勘定の適用によつて、五百萬円を含むる部分は一九四三年一月一日以降金の

(同) 帆船料関係
　　傭船料の支拂方法に關しては一九四二年六月十五日日佛海
　　軍代表者間に於いて調印された「佛國船徵用に關する基礎協定」第八條に基いて、一九四二年六月二十四日左の如く協定された。
　　「徵用船舶に対する使用料は當分の間左の方法をもつて支拂はるるものとす。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府勘定口座に、三分の二は自由円をもつて印度支那銀行横浜支店佛國政府勘定口座に落込むものとする。」
　　この關係の金はイヤマモクされたので、その實際の手續は傭船料は一應横浜正金銀行における銀行間第三協定に基く新特別円勘定開設に伴つて自由円勘定に換算され、印度支那銀行横浜と同時に振替えられた。從つて傭船料に關する金子イヤマモクより相当円貨額が免除され、

四金イヤマ一クの手続について
行日た横横付日と済 正金銀日に行右銀横印金
分本め浜浜と本きさ正金の行本対は許行浜度イ
と銀に正正と銀はる金銀納に銀し金可の正支
し行保金金も行こべ銀行付対行金費がた金那
ては管銀銀にへのき行は方すは拂金あめ銀銀
保特方行行金金勘ゴは代せる右下特れに行は
管定日はで拂資定ムと金要拂申実別ばイはは
しの本右下金を代のを請下請行会横ヤ政
場銀にるの特借金代納すのをの計浜マ府浜
他所行よ。記別記等金付る指受申の正Iに正次
方にへつ帖会すが納し。示領請事金ク対金の
横特依て付領を計る印付領を計る印付領を
浜定頼すとともに正金銀日金代納すのをの計
正量目事務代行者一は正金宛一を受領する。
金銀行の特定の金塊を印度支那銀行の
行に對し印度支那銀行の
印印度支那銀行の
銀行那銀行那銀行の
分銀

用の 仮の印引直協一一
とと一省性度運ち誠金九
危機引の資支方にの決四
號し渡了に那法前時例二
れてへ拂國銀に記期に年
おい註をし行函了によ十
いる。取被拂し拂到り二
て換こ付浜足協事連復月
確様のけ正に義項せ得三
送で拂次金おす第ざす十
せあ合の銀いる十るべ一
らる日如行ても項もき日
る一銀きは日のの事金ま
る後保額印銀と規情に
もは旨の変かす定に閑に
の印と書文保と度同勅す
と支時を銀す一にしし文
基て許は拂わるべき
き許す右す現状に
轍出至しらひいの
四かかて拂請につ
貢行いに基いの
支わる基いの
店れ。にての
のたての六そ
資も

(6)

RB'-0555

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

として特定量目の金を保管する旨記載された保管証を量月表を副えて交付する。横浜正金銀行は右保管証及び量目表の写を印度支那銀行のためにイヤマクされたものである。

三 結論
佛印關係イヤマク金塊については、上述せる如く、その基礎となつてゐる協定の文言、それが実行としてイヤマクが爲されたと解すべき點及びイヤマクの手續關係から見て、この金塊の所有権が印度支那銀行に移轉していくとする論拠はこれを見することはできない。

計

注
(2) (a) 佛印關係の「ヤマーク金」について現矣したものはない。
されていられる字句である。

三二〇三六八一三・六

(b)

8161

の開闢協結
以所係す定し泰債の泰債
下有諸るの、國務間國画乙
イ權協諸廢一は撫に開國問
ヤは定協棄九一濟有係問題泰
マ泰の定を四九爲効の協に國
國有は通五四爲にイ定つ開
クに効、告年一に締マヤの効て
に屬で終し九年々
開すあ戰た月十ヤセト力の
運るつ時が十二アラクさ
するもたま、一月タれさ
るの期で日日ニタタ協た
諸間に有間戰一な定金
事実を解する。ヤマーカ金の所有權の所在の
を述べる。

(III)

RB'-0555

志のなもれに清清貰る
ら事いのなはお冥め即文右
く情かとつけさ高「言」
向にらす生るれはをを語
の両小」を張る等用定
物者既と貢高「御いにに
合間で施却決とのててお
とにあ定並許言をあめ
大なるざにいするるて
体きかれイ國、銀ととをイ
國な、てヤしこ行と見
一相(3)いマ、の國は見
の連のる「一國の当るマ
文が場。ク九定爲然に「
言あ合(2)す西ににて(1)ク
をつとのる一基イあはの
用た時國こ年くヤリ金被
いと期定と十一マ、此
ては的文に一九「(3)却定
い考問なよ月四クに医定
るえ隔日り十一すお定に
もらか下決一年るいでお
のれ少入皆百十こてあい
となく手せ取一とほるて
往い、しら極月に「か女
定か当てるに二よ未ら何
さら時いるよ日り決一を

(二) そ
の他
保の金イヤマークの本
ととなつてゐる。該定は
一九四一年八月二十六日
一九四一年十二月六日
(3) 一九四一年八月一日
該定
該定
正金銀行泰國銀行局間信用

しや言る 稲田月
てマそも泰輔六
いゝれの國 行日
なクのは國 名泰
いの笑な係 勤國
と手行いイ 銀行
す転とかヤ 行め
る因し、マ る。紹
輪係てそ一 承
徳かイのク はらヤ本金
こ見マ徳に こされて現在
れて！とつ 保管されて
をこクない いる金はすべて
始のがつて 見金爲ては
見金爲ては するのさいの
する所れるの 所有た協有
と權と是有 とはが解と
で泰す様保 て解きに直
き國へ定を い行点お接
な鐵きに直 い行点お接
い行点お接 い行点お接
。及け若 ひる定
移ひる定 紹イ文す

め (4) (3) (2) (1) 位正 で支益 漢海 イ
にな係保文てて日の金し金日あ那の貨正走泰ヤれ
イお官督言保印銀良資形證本る銀享漢金に國マる
ヤ、証の管度は係金式行銀。行受正銀本保。
マ貨正の記証又まに省的に行
1 漢本あ職に那たお別によに
ク正かてを一銀保け会はんよ
さ金融先必印行者る計次てつ
れ銀日か要度のの諸ののなて
た行泰直と支た当手事語さ金
金に國接し那め事語あ戻れイ
もよ大泰な銀に者か代れるヤ
泰ン使國い行金で内行お場マ
國て船銀こ分イも部省い合
銀泰を行ととヤあのがてとク
行國遍と設銀じさ立行交
に局付る伴及さことびれと
て泰る一國こ九銀と四行三國
年ル 0001た

め (4) (3) (2) (1) 位正 で支益 漢海 イ
の者金行くイク
たが銀にもヤの
め泰行よシマ手
金國につか一銀
イ銀よて日ク
ヤ行つな本金
マ局てさ銀山
しま金れ行イ
クたイてにヤ
かはヤいよマ
な泰マるツ一
さ國一。てク
れ銀クなは
る行國かな
場合となれ
そんる場合
の手締るはそ
両印の一度利
一銀局

RB'-0555

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(2) 正間信も泰の用協定銀行に基

金一
ツイヤマタクニ
て決済

(二)	a	b	(一)	i	c	b	a	i
(二)そ	b		a	車原	ヤ	、	ヤ	泰
b	a	の間正の		費	マ	差現	イマ	泰
、	、	協金仙基政	の協	正局	関係	引塊	ヤ	國
に	金	定泰興く府	定間	金	因	送在	マ	金現
基	信	に國保もも間	軍	泰	ク	高の	ー	イ
く	用	基銀分の協	基	國	高	原因	ク	高在
も	協	く行	信	銀	原因	因	マ	ヤ
の	定	も局	も行	銀	因	因	ク	マ

内	外	金
一	三	四
二	四	五
三	五	六
四	六	七
五	七	八
六	八	九
七	九	十
八	一	一
九	二	二
十	三	三
十一	四	四
十二	五	五
十三	六	六
十四	七	七
十五	八	八
十六	九	九
十七	一	一
十八	二	二
十九	三	三
二十	四	四
二十一	五	五
二十二	六	六
二十三	七	七
二十四	八	八
二十五	九	九
二十六	一	一
二十七	二	二
二十八	三	三
二十九	四	四
三十	五	五
三十一	六	六
三十二	七	七
三十三	八	八
三十四	九	九
三十五	一	一
三十六	二	二
三十七	三	三
三十八	四	四
三十九	五	五
四十	六	六
四十一	七	七
四十二	八	八
四十三	九	九
四十四	一	一
四十五	二	二
四十六	三	三
四十七	四	四
四十八	五	五
四十九	六	六
五十	七	七
五十一	八	八
五十二	九	九
五十三	一	一
五十四	二	二
五十五	三	三
五十六	四	四
五十七	五	五
五十八	六	六
五十九	七	七
六十	八	八
六十一	九	九
六十二	一	一
六十三	二	二
六十四	三	三
六十五	四	四
六十六	五	五
六十七	六	六
六十八	七	七
六十九	八	八
七十	九	九
七十一	一	一
七十二	二	二
七十三	三	三
七十四	四	四
七十五	五	五
七十六	六	六
七十七	七	七
七十八	八	八
七十九	九	九
八十	一	一
八十一	二	二
八十二	三	三
八十三	四	四
八十四	五	五
八十五	六	六
八十六	七	七
八十七	八	八
八十八	九	九
八十九	一	一
九十	二	二
九十一	三	三
九十二	四	四
九十三	五	五
九十四	六	六
九十五	七	七
九十六	八	八
九十七	九	九
九十八	一	一
九十九	二	二
一百	三	三

「金賣却」	金 賣 却	ヨウ ツイ ヤク	マ タ マ	ク ハ ク	要 摘 要
-------	-------------	----------------	-------------	-------------	-------------

44

RB'-0555

0 164

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0165

²⁹
²⁹
二、金イママークの根據規定

軍費關係について

この關係の金イママークは次の四つの日佛政府間協定を基礎としてゐる。

(1) 一九四一年七月二十八日第二次(一九四一年八月以降分)軍費協定

(2) 一九四一年十三月九日〇第三次(一九四一年下半期臨時追加分)軍費

協定

(3) 一九四二年五月 日海軍側別途(一九四二年下半期臨時追加分)軍

費協定

(4) 一九四二年四月五日、一九四三年上半期(軍費協定)

右諸協定の協定文の全部は自下不明であるが、(1)及び(4)の協定においては債務の一割を金モツテ支拂ふことを規定してゐるから(2)及び(3)の協定においても同様の文言をもつて規定してゐるものと推定される。

(二)
輸入ゴム代金關係

ゴムの輸入及びその代金の決済方法については、一九四一年五月六日「日本國

印度支那間開税制度貿易及びその決済の様式に関する日佛政府間
協定第三條の「特に例外を定めたる産品を除き」の規定に其等
ゴムはこの例外産品として右協定所屬兩表追加第ニ号における輸入
数量及びその代金決済方法が規定され、一九四一年令として一五、四〇〇屯を輸入
入し、その代金決済は米幣支拂と定められたが、その決済方法は漸次変更
された。

ゴム代金につき金決済とは一九四一年九月以降約一年間の輸入代
金にてであるが、この金決済に関する協定文は現在ないので不明である
が、一九四二年十一月における現地から東京への正金電報によれば「印度支
那銀行のため日本において金をマーケーする」と定められてゐる。併しこ
れは正金電報であるから協定文に「イマーチ」と云ふ文言を用ひてゐる。
すな根據は必ずしもあるまいやうに思はれる。むしろ公文書としては米幣
支拂と同様「金拂」と定められたものと推定される。

(三) 印度支那銀行一般勘定残高決済開保

この關係における金のイマーチは一九四三年一月二十日日佛政府間

(四)

備船料開保

備船料の支拂方法に関する之は一九四三年六月十五日日佛海軍代表者間に於
て調印された「佛國船徵用に関する基礎協定」第八條に基いて、一九四三年
六月二十四日左の如く協定された。

「機用船舶に対する使用料は當分の間左の方法をもつて支拂はるものと
す。三分の一は正貨をもつて日本銀行佛國政府勘定口座に、三分の二は

自由円勘定で印度支那銀行横浜支店佛口政府勘定口座に拂込む
ものとす。

この協定によつて、この關係の金はイヤマークされたのであるが、その実
際の手続は傭船料は一應横浜正金銀行における印度支那銀行の自
由円勘定に拂込ませ、印度支那銀行横浜正金銀行向第三協定に基
く新特別円勘定開設に伴つて自由円勘定が閉鎖されことになつたので、
自由円勘定残高は新特別円勘定に振替へられた。從て傭船料に用
する金をイヤマークすると同時に、この特別円勘定より相当円貨額が
控除された。

三、
イヤマークされた金の性格に関する規定。

(一) 一九四三年一月二十日日佛政府間に協定された「日本と印度支那間決済の
様式に関する交換公文附僞了解事項」第十項は次の如く規定して
ある。

「一九四三年一月一日に於て現に印度支那銀行か日本國にありて所有する

金は其の輸出し得る金なるの性質を保有すべし。即ち右金は自由にこ
れを日本国外に輸出し得べく、その輸出し得らるるまでは印度支那銀
行のため日本国内に保留〔イヤマーク〕せらるべく、且つ日本國外への輸
出が可能となりたときは日本國政府は其の輸出に必要な一切の許可を與
ふべし。」

(二) 右「了解事項」第十一項は印度支那銀行一般勘定残高決済關係イヤ
マーク金につきその末尾において次の如く規定してある。

「右金は第十項に定める條件により輸出し得べき金なる性質を有すべ
し。」

(三) 一九四三年三月二十日「横浜正金銀行印度支那銀行間」の三協定附僞了
解事項は次の如く規定してある。

「一九四三年三月二十日より印度支那銀行の名において日本に保管せられ
且同行の所有と係る輸出し得べき金〔一九四三年十二月三十日における一
般勘定の超過貸方残高に対する印度支那銀行の更取るべき金並びに
一九四三年六月十五日の日本政府による佛口商船徵用に關する」

基礎協定に基き一九四三年十二月三日までに支拂かるべき金額の三分の一、金決済により獲得すべき金に關しは現状においては未だ協議の時期に到達せざるも事情にして許可に至らば兩銀行は直ちに前記了解事項第十項の規定に基き右輸出し得べき金の引渡方法に關し協議するものとす。

(四) 印度支那銀行勘定において日銀が保管する金塊に付ける生の性質に關し横浜正金銀行は印度支那銀行の要請に基き大藏者の了解を取付け次第如き趣の書翰を送付してゐる。

(五) 引渡し該の場合日銀保管と同時に引渡が行はれたものと解してある模様である。後は印度支那銀行西貢支店の費用と危険において輸送せらるるものとす。

四

金イマードの手続について

(一) 金イマードは概ね次の如き手続によつてゐる。

(二) 印度支那銀行は横浜正金銀行に対し金イマードを要請する。

(三) 横浜正金銀行は政府に對しゴム代金等の決済のため印度支那銀行のためにイマードすべき金の拂下方を申請する。

(四) 右許可があれば横浜正金銀行は日本銀行(この場合の日本銀行は金資金特別会計の事務代行者としての日本銀行である)に対し金拂下実行の申請をする。

(五) 日本銀行は右申請を要領するとともに他方政府から横浜正金銀行に対する拂下の指示を要けるとともに正金銀行に対し代金の納付方を要請する。

(六) 正金銀行は代金を納付し領收証(正金宛)を要領する。正金銀行はこの代金納付とともに金イマードによつて決済するべきゴム代金等が印度支那銀行勘定に貸記されるるときはこの勘定を借記する。

(七) 日本銀行(金資金特別会計の事務代行者)は(五)の領收証の交付とともに金拂下の記帳をする。この場合金拂下の相手方は横浜正金銀行である。

RB'-0555

0169

- (七) 横浜正金銀行は右によつて拂下を受けた金を印度支那銀行のために保管する。
- (八) 日本銀行は特定の場所に特定量目の特定の金塊を印度支那銀行行分として保管し、他方横浜正金銀行に対し印度支那銀行分として特定量目の金を保管する旨記載された保管証を量目表を副へて交付する。
- (九) 横浜正金銀行は右保管証及び量目表の寫を印度支那銀行に交付する。
註、佛印関係イヤマーク金は總て印度支那銀行のためにイヤマークされたものである。

五 結論

佛印関係イヤマーク金塊については、上述せる如く、其の基礎となつてゐる協定の文言、それが実行としてイヤマークが為されたと解すべき実及びイヤマークの手続関係から見て二の金塊の所有權が印度支那銀行に移轉していなゝとする論據はこれを認見するに足る。

原因別	イ ヤ マーク 現在高	佛印關係 代ヤマーク 金現在高
米軍費關係		
1. 一九四一年八月以降分 軍費協定に基きもの	一、八四〇、口七三・二	
2. 一九四一年下半期臨時協定 軍費協定に基きもの	三、七四四、九六九・九	
3. 一九四三年上半期海軍側 臨時協定に基くもの	四、七五五、九〇九・二	金拂
4. 一九四三年上半期軍費 協定に基くもの	一三七、五六九・四	推定「金拂」
5. 一九四三年上半期軍費 協定に基くもの	三、三〇一、九二四・七	推定「金拂」
6. ゴム輸入代金關係	一、九〇七、〇二三・二	金拂
7. 傷船料關係	七、八七〇、〇一三・七	金拂
8. 印度支那銀行一般 勘定残高決済關係	四、三九、七〇三・五	正貨をもつ拂△もものとす
計	三、二〇五六、八一五・六	金をもつ拂△もものとす

註 (1) 佛印關係イヤマーク金につて現送したものはない。
 (2) 傷船料のレは金イヤマークの根據たる協定に用ひられてゐる
 3字句である。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0 17 1

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

重大な意味がある事解する事
下さい。政府は正統性云々の問題本ある事、乍ら
これは佛印僧が有す。イヤマーク金、預かり貯
を協定締結の同時日本側は回牧する事
から、将来問題が発生する事ある事
（ア）イヤマーク金との購入下物資和賃料財産として
返還を要求せしむるかもしくはイニシエ念に
（シ）は、石黒特財部長との話にて
該当の立証（返還）を要求せしむるがイヤマー
金による購入物資なりや否やの立証（）が困難
居第情にあり、新川一郎も裏障の
結果不期待心生じた。

RB'-0555

0 192

外務省
(一) 朝鮮政府の内政に關する事項 外務省側の主な記録は次の如くである。
(1) Mr. Blatchford が漢城にては、特使の如き、
(2) 朝鮮政府の内政に關する事項 外務省側の主な記録は次の如くである。
得し所へ在る。併合を自ら許すに至れり等といふ と云ふと云ふ。
二、二十日付とは、専員(皮の特財)併合を協議し、 左のラインが大蔵省側の回答として置いた。
四、イヤマード金川は、専員が大蔵省の回 衡せしものよりありて、今更外務省の 出でべき筈である。

RB'-0555

0173

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

相識之日，已知其人。

三、十九日、大蔵省伊豆理財局長より萬野元

成之為事也。總司令節，側止不休，抑是渠口之

然レバシントンの解説取付命令の主張もあり、アーヴィング氏の將來問題は、必ずしも古事記

去求之不得。重也。二十九日吉。

卷之三

中正院御書院の事

有
御
參
考
書
記。
morandiun

別編
卷之二

卷之三

卷之三

外務省

卷之三

司令部側の傷証と
アラカルト上品果樹園
行きました。

相談告來の件の如き
三、本十九日、大蔵省伊東理財局長より萬野元
電語あり。大蔵省とも外務省草には賛
成であるが、總司令部側とは協定達はつ
既にワシントンの締解取付済み、云々もあり。
アーヴィング氏の將軍内野に至るにはまだ云々
ニテ降伏軍事撤回する事となしと締解

卷之三

RB'-0555

0 194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, 8 novembre, 1952.
(平和條約交換後 9月8日)

No. 257/AE

L'Ambassade de France présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de lui rappeler que le Gouvernement français, sousrogé aux droits de la Banque de l'Indochine, possède une créance commerciale de

Yen: 1.315.275.818 13億
et US\$/ 479.651,12 47万ドル

dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Les sommes envisagées ont été vérifiées et trouvées exactes au cours de conversations officieuses tenues entre le Ministère Japonais des Finances, d'une part, et le Conseiller Commercial de cette Ambassade, assisté de M. GANNAY, Directeur Général de la Banque de l'Indochine, d'autre part.

Une importance particulière s'attachera à ce que fussent connues les intentions du Gouvernement Japonais en vue de l'apurement de ce compte et du règlement de la double créance qu'il fait apparaître au profit du Gouvernement français.

Tokyo, le 8 novembre, 1952

Au Ministère Japonais des
Affaires Etrangères,
Tokyo.

経六第六二号
昭和二十八年二月五日
外務省經濟局長
別紙添付
在外活動關係閉鎖機關
特殊清算事務所清算人殿
横浜正金銀行解散當時のインドシナ銀行取引
債権に關する債権申立書送付の件
今般在本邦フランス大使館より、一月二十六日付口上書No. 5/5/1
をもつて、横浜正金銀行解散當時インドシナ銀行が有していた取
引債権に關する債権申立書を提出してきたので、同口上書写及び
債権申立書を別添送付する。

外務省

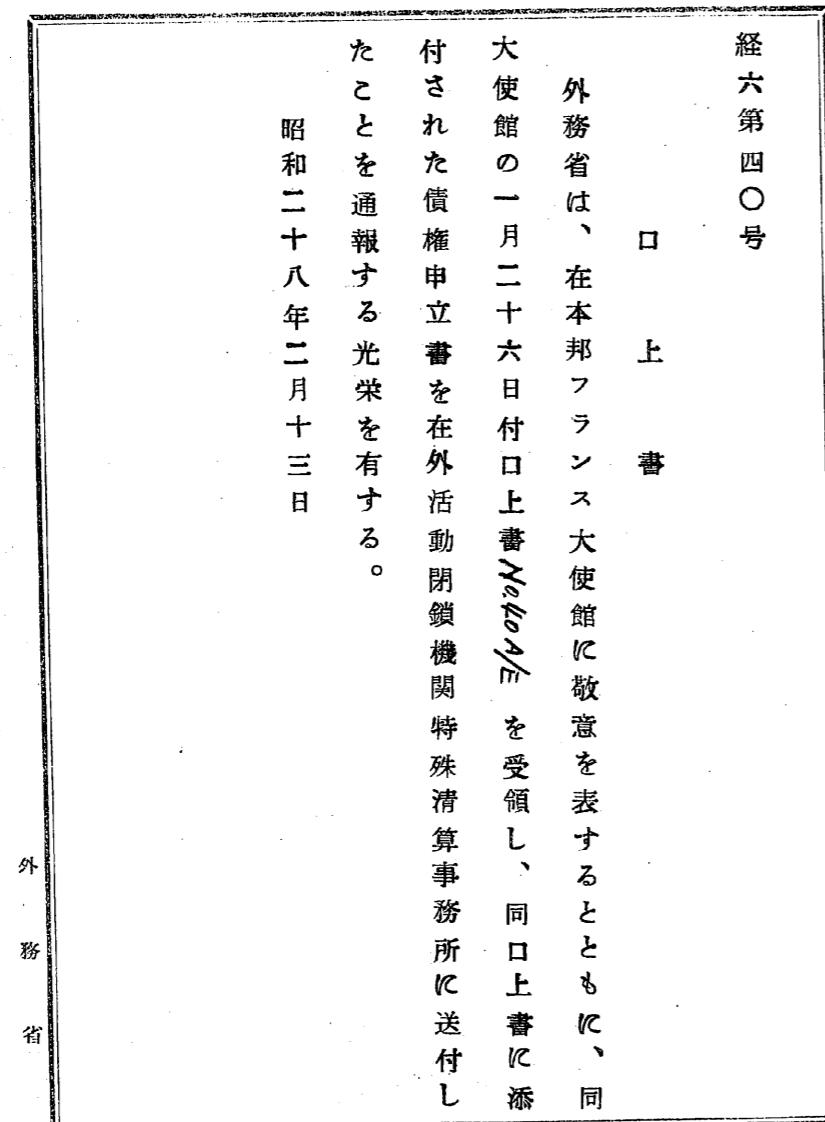
RB'-0555

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, le 26 janvier 1953

N° 40 A/E

L' Ambassade de France au Japon présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de lui adresser ci-joint, trois exemplaires d'une demande de paiement relative à deux créances de Yen: 1,315,275,818.03 et US\$ 479,651.19 dont le Gouvernement Français désire obtenir le règlement dans la liquidation de la YOKOHAMA SPECIE BANK.

Ces documents doivent être annexes à la Note Verbale de cette Ambassade en date du 23 Octobre au sujet de la même affaire.

Signed

MINISTÈRE DES AFFAIRES
ETRANGÈRES
Tokyo

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0176

仏印三国との賠償交渉に関する大蔵省の照会
事項に対する見解

五三、六、一四
条

「仏国とラオス、カンボチヤ及びヴィエトナム諸国（以下仏印三国
といふ）との関係如何（仏国は完全に求償権を放棄したもので
あるか）。

答（イ）一九五〇年二月二日仏大統領により公布された『フランス
共和国とその連合国との関係を規定する法律』によつて正
式に憲法上の承認が与えられたフランスと仏印三国との間
の諸協定によれば、フランスは三国の独立国家たることを
承認し、その他例えは交趾支那地域のヴィエトナムへの編入
を承認する等の措置がとられている。又前記法律によつて
承認された一九四九年三月八日の仏ヴィエトナム協定二項の
「外交問題」に規定された原則によると、ヴィエトナムは、

外交問題に関する交渉を行う場合に事前にフランスに某
件を提出して *Haut Conseil* の審査を受け、さらに交渉に際
してはフランス外交機関と連絡を保たなくてはならない。
（ロ）フランスは三国の独立国家たることを承認しているので、
いかなる意味においても仏印地域がフランスの領土である
と主張することはできない。故に、平和条約第十四条（イ）
の規定に基いて対日賠償請求をなし得る国は仏印三国だけ
であつて、フランスはこのような権利を一切有しない。
但し、第十四条（ロ）項はフランスにも適用がある。
（ハ）わが国が、平和条約第十四条（イ）によつて、沈船引揚等の
義務を負つてゐる相手国は、仏印三国であつて、フランスで
はない。わが国は、平和条約による義務を仏印三国に対し
て果せば充分であり、フランスが自己のために第十四条（イ）
を援用することを認めることはできない。

二 賠償請求権をヴィエトナムが引継いだ根拠如何。

答 ヴィエトナムは、平和条約第十四条(2)によつて、同項に規定する権利を有する。

これは求償権の承継を認めると認めないとかいうことと無関係である。

外務省

三 仏国より仏印三国への求償権の承継を認めることは英國とマレーリ連邦との関係に波及しないか。

答 波及するということはあり得ない。わが国が仏印三国に対して賠償を行うのは、平和条約第十四条(2)の規定に基く義務を履行するという単純な理由によるものである。英國は『現在の領域が日本軍隊によつて占領され、且つ、日本によつて損害を与えた連合国』に外ならず、従つて第十四条(2)による賠償請求権を有する。英國は、香港、シンガポールを日本軍隊によつて占領され、且つ、損害を与えたからである。

四 ヴィシー政権に対する外務省の公式見解如何

答 外務省はこの問題について公式の見解を発表したことはないが、純法律的には次の如く解すべきものである。

一九四〇年六月、国内法上合法的に成立したヴィシー政府

外務省

は、爾後フランスを代表する法律上の政府であつたが、同政府は、一九四四年八月南独に移転し、実質的支配力を全く失つたので、その時からフランスを代表する権能を喪失したと解せられる。スイス、スエーデン等の中立国の外交代表が一九四〇年六月より一九四四年八月までベタン元帥にアツクレヂテされていたのも右の解釈に従つたからである。なお、ソ連、米国も、それぞれ一九四一年、一九四二年までベタン政府と外交關係を維持していた。

外務省

0179

戦争の始期は次のいずれにとるべきか。その根拠（法律的、政策的）如何。

- (a) 北部仏印進駐（四〇年九月二十三日）
- (b) 第二次大戦開始（四一年十二月八日）
- (c) ド・ゴール政権のバリ回復（四四年八月）

答い法律的には四十四年八月とすべきであろう、しかしながら四年十二月八日とすることも法律的に不可能ではなかろう、すなわち四一年十二月十日ド・ゴールは英國とともに対日宣戦を行い、その後数次に亘つて十二月八日以来日本に戦争状態にある旨を声明していること、或いは桑港条約第十五条の返還規程等がフランスについても十二月八日以来日本と戦争状態に入つたことを当然の論理的前提とするが如きものであること等により、フランス側がこれに同意する場合にはこの説（b）も可能である。北部仏印進駐時（四

○年九月一とすることは、法律的に不可能である。戦争の開始時期の問題は国際法上既に充分論ぜられて来た問題で宣戦又は実戦による以外に国際法上戦争状態を発生せしめることはあり得ないからである。

(回)従つて政策的には(b)又は(c)を主張することとなるがその利害得失については充分の資料を得て研究したい。

六二(b)による場合ド・ゴール宣言の趣旨効を認めることとなるが、その泰、中国等に対する影響如何。

答
影響は無い。

外務省

0180

理秘第四二〇七号

昭和二十八年九月四日

大蔵事務次官 河野一之

外務事務次官 藤

インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に記帳された金融

協定勘定残高に関する交渉の経過について

昭和二十七年十二月三日附経六第一八四七号「横浜正金銀行解散に当りインドシナ銀行の債権清算方の件」で御来照の標題の件に関し、次の通り回答する。

インドシナ銀行の名義で横浜正金銀行に記帳されているいわゆる金融協定勘定残高については、占領中より再三円貨を以て支払われた旨インドシナ銀行より請求があつたが、本件については、當時

銀行間金融協定中には「協定終了の際は相手方銀行並びに横浜正金銀行は各政府に通告し、各勘定残高についてその処分方法の規定をもとに開し処分方法を協議する

外務省

RB'-0555

ものとする」とあるが、本件残高の処理については國家間協定の妥結を前提とするものであるか、否か。

二 政府間協定には「事情許すに至らば特別円勘定の資金は金又は金に兌換し得る外貨を以て決済し得るものとする」とあるが、政府は正金と別個に本規定履行の義務があるか、否か、

三 横浜正金銀行は最終的にはその債務全額を弁済することはできない見込であるか、その履行不能分について請求があつた場合に、政府は保証義務を負うものであるか、否か、

等の諸点が明瞭でなく、また日本政府としては涉外負債の処理は講和条約による権利關係の確定をまつてこれをを行うことを原則としている関係から、本件についても解決の延期方を主張して来たものである。

その後も数次の打合が行われたが、一番最近この問題が取り上げられたのは、昭和二十六年十一月六日、インドシナ銀行ガネー氏、フランス大使館モルナン商務参事官外一名が大蔵省を訪問した時で当省よりは神代副財務官外國係官が出席して非公式話合を行

外務省

0181

つた。その際わが方は、
一 フランスのド・ゴール政府はヴィシー政府の行為の効果をすべて否認していくので本残高の発生原因となつていてる金融協定自体の効力の有無が疑わしい。
二 戰争遂行中に発生した連合国及びその国民のわが國及びわが国民に対する請求権は例外的な場合を除き既に調印をみた桑港平和条約第十四条(四)項により放棄されることとなつており、この種の勘定残高に対する請求権は、この規定の適用を受け、仏側により放棄されるべきものである。
と主張したが、フランス側はこれら勘定残高は私法上の契約に基く商業上の債権であつて、賠償とは無関係である。米英勘定については日本政府が支払に応じないならば、アメリカ政府に交渉し正金の米國にある残余財産から分配を受けると主張し、双方の意見は一致せず、このためわが方がフランス側に対し(1)日仏両国の開戦始期に関する正式資料、(2)本件が純粹に商業勘定であることを証する資料及び(3)本件とフランス政府との法的関係を証する資料を提出することを要求したところ、フランス側はわが方の申出を了承してこれらの資料を提出することを約した。

外務省

RB'-0555

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

C O P Y

Tokyo, November 16, 1951

My dear Mr. MORNAND

We have acknowledged receipt of your letter dated 24th Oct. 1951, about your yen claim and dollar claim against the Yokohama Specie Bank.

After careful considerations, we are, to our regret, not in a position to answer for your request concerning your claims under such circumstances as there are questionable points to make clear the nature of your claims and the interpretation of the Article 14(b) of the signed Japanese Peace Treaty is not yet definitely clear.

Moreover, we shall be very much obliged if you let us know for further study the result of your negotiations with the U. S. A. Government as you suggested in the conversation October 16th.

Very sincerely yours,

(Signed)
M. KUMASHIRO
Deputy Financial Commissioner
Ministry of Finance

Mr. M. MORNAND
Commercial Counsellor
Mission Francaise Au Japon

外務省

この際わが方が相手方に回答した内容は、神代副財務官よりのモルナン商務参事官宛書翰を以つて確認されている。（別紙参照）
次いで昭和二十七年四月桑港平和条約の発効をみるに至つたので、フランス側は本勅定廳高は同条約第十五條の連合國財産返還規定の適用を受けるものと推量したもの。如く、昭和二十七年十一月連合國財産の返還等に関する政令（昭和二十六年一月二十二日政令第六号）所定の九ヶ月の申請期間に同年十一月八日附口上書を以つて公式に本件の解決方を請求して来たものであると考えられる。

RB'-0555

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に開設された諸勘定に関する問題の解決に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の譲定書(案)

日本国政府及びフランス共和国政府は、

「インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に開設された諸勘定」に関する問題政府間に懸案となつてゐる問題を最終的に解決することを希望して、

次のとおり協定した。

1 (a) 日本国政府は、十五億円に相当する額のスター・リング・ボンド及び四十七万九千六百五十一合衆国ドルを、千九百五十七年三月三十一日までに、フランス共和国政府に支払うものとする。

(b) (a)により支払われるスター・リング・ボンドの額は、支払の日

極秘

0183

に日本國の外國為替公庫銀行において通用されているスター・リング・ボンドの電信発相場により算定するものとする。

2 フランス共和国政府は、前項に掲げる支払が行わたたとは、
「インドシナ銀行名義で横浜正金銀行に開設された諸勘定」に關し、いかなる要求も日本国政府に提起しないことを約束する。

3 この譲定書は、署名の日に効力を生ずる。

以上の証書として、それぞれの政府によつて正当に委任された両國の代表者はこの譲定書に署名した。

千九百五十七年三月
日に東京で、ひとしく正文である日本語
及びフランス語により本書二通を作成した。

RB'-0555

日本國政府のためだ

フランス共和国政府のためだ

2. Une fois effectués les paiements visés au paragraphe précédent, le Gouvernement de la République française s'engage à ne plus éléver de réclamation envers le Gouvernement du Japon au sujet des comptes ouverts chez la YOKOHAMA SPECIE BANK au nom de la BANQUE DE L'INDOCHINE.

3. Le présent Protocole entrera en vigueur à la date de sa signature.

En foi de quoi les Représentants des deux Pays, dûment autorisés par leurs Gouvernements respectifs, ont signé le présent Protocole.

Fait à Tokio, en deux exemplaires, en langue française et japonaise, les deux textes faisant également foi, le
mars 1957.

Pour le Gouvernement de
la République française:

Pour le Gouvernement
du Japon:

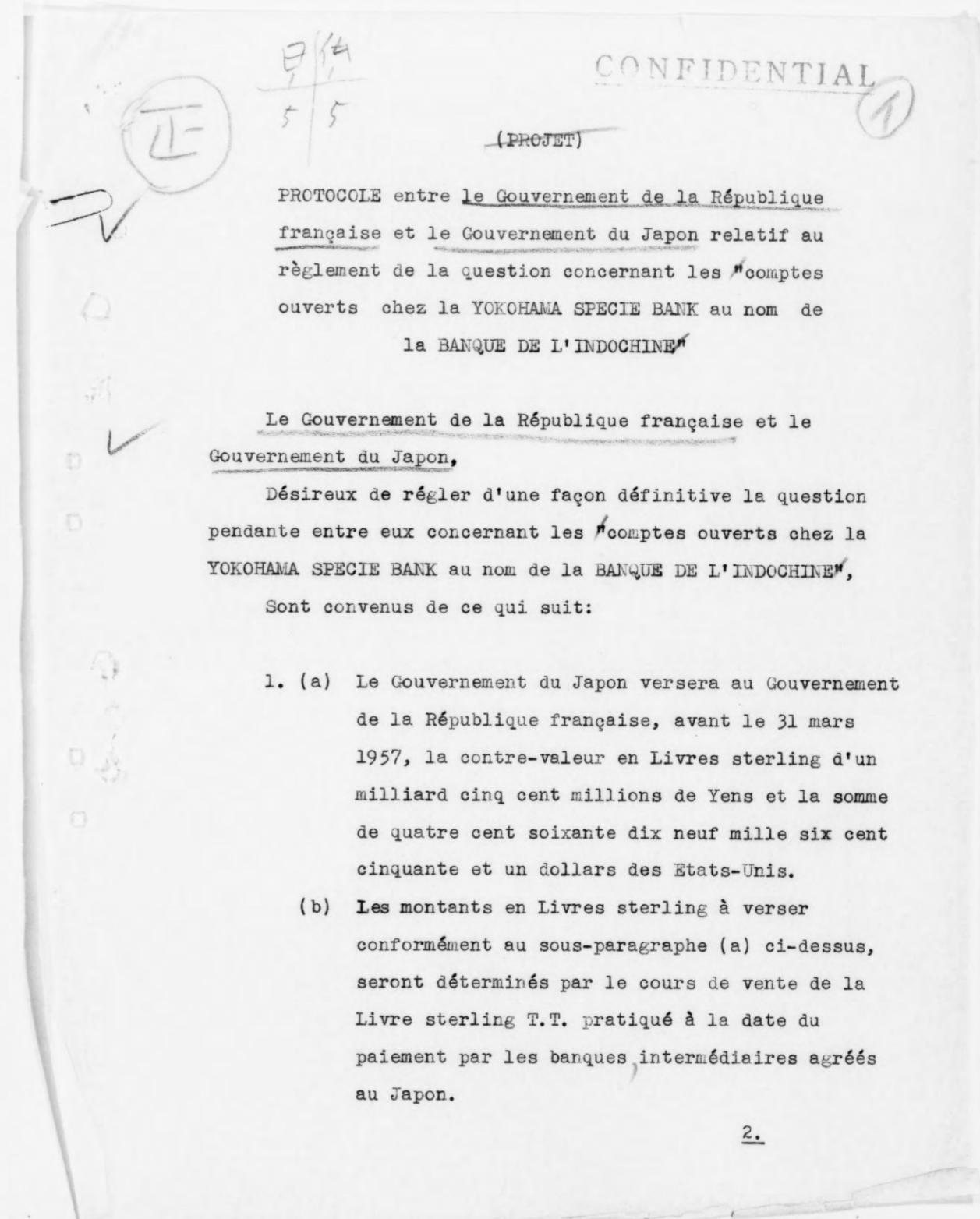
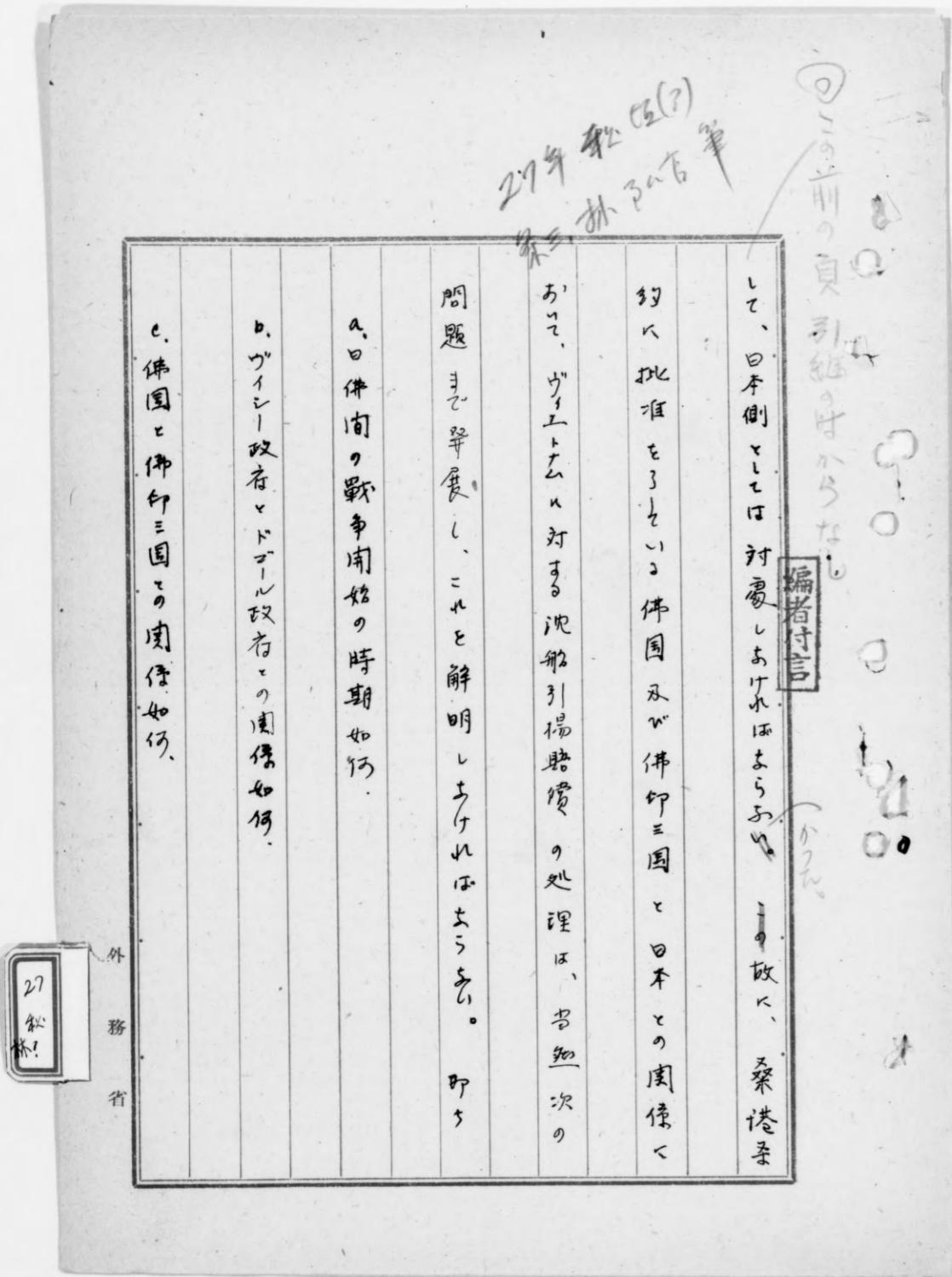
RB'-0555

8184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



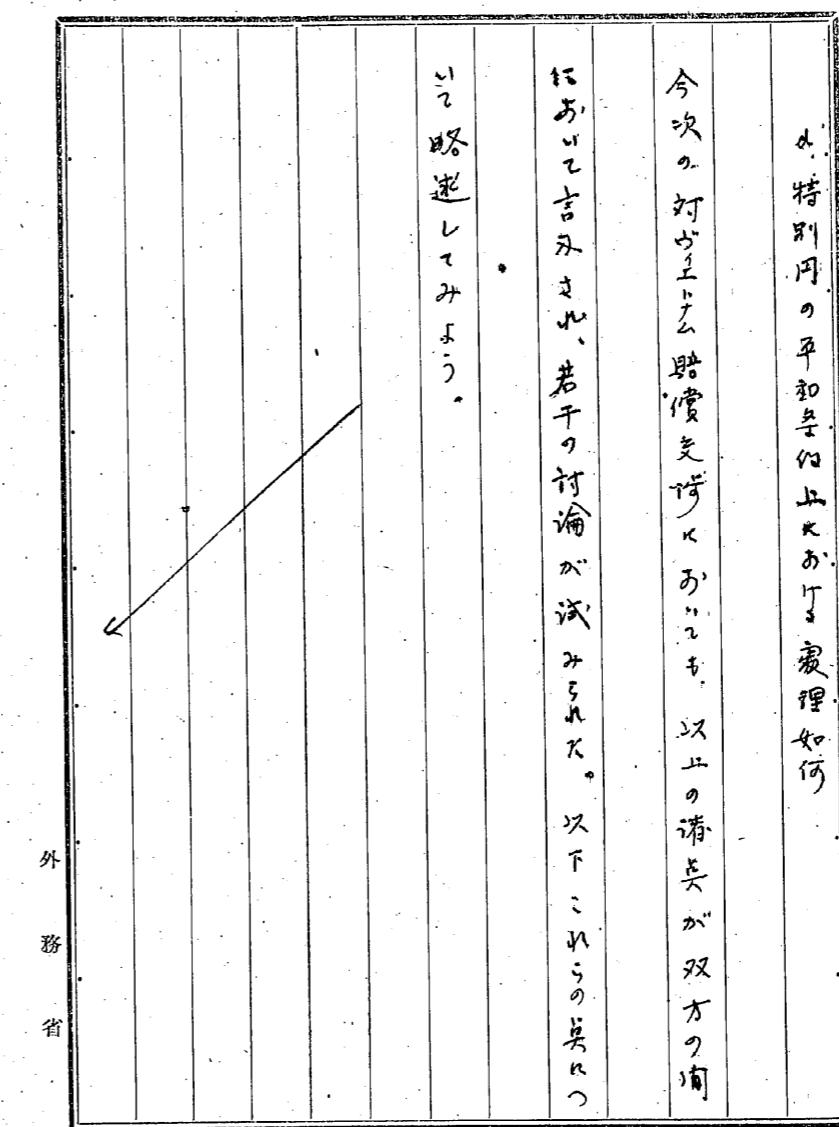
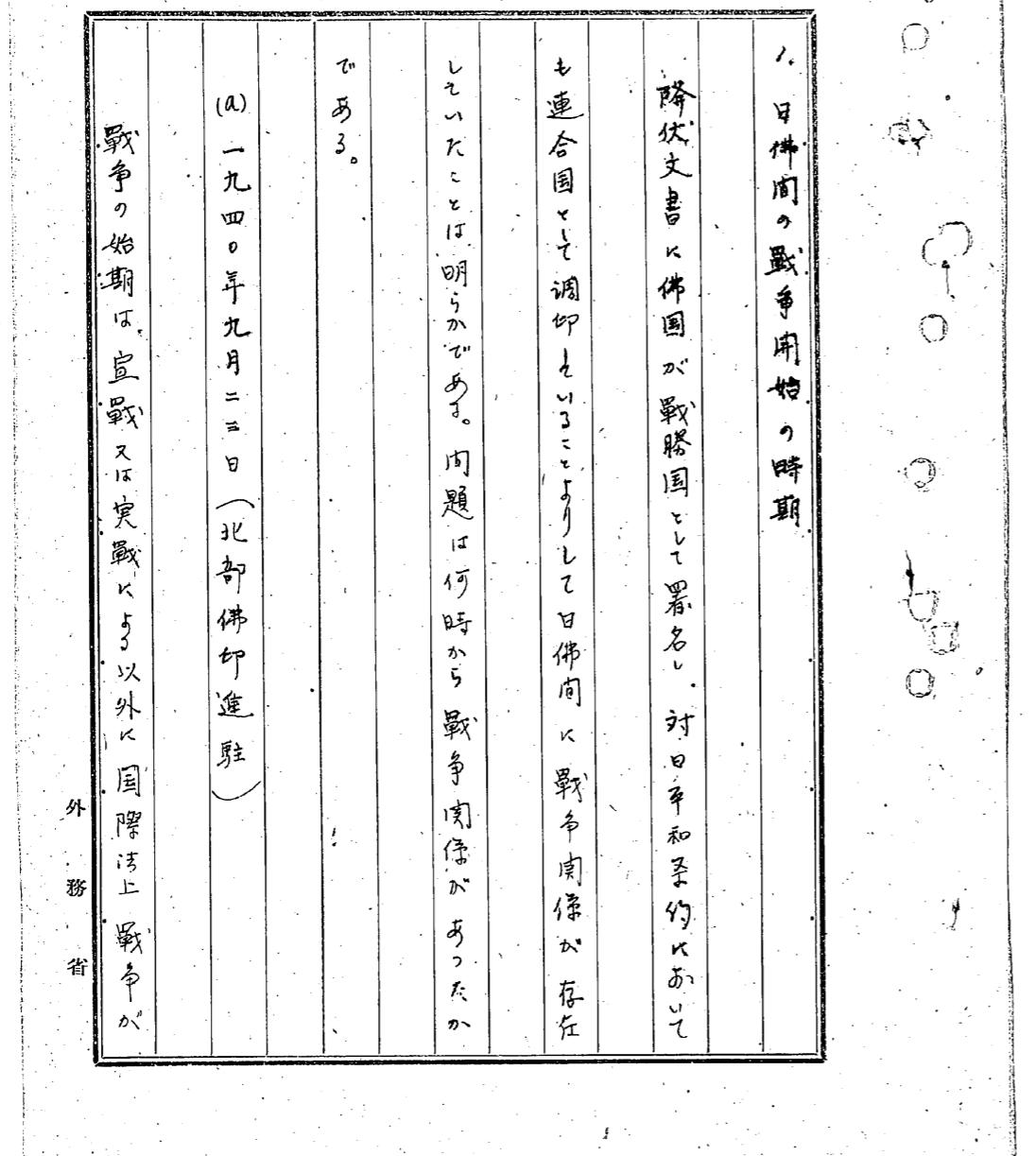
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0555

0185

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



開始されたことは、参考意義あることと微してみても、この日をもって

戦争の始期とすることは、問題とあります。

(b) 一九四四年八月三五日（ドコル政権ペリー回復）

連合軍のペリー回復と同時に、一九四四年八月三五日ドコル政権がパリへ移り、米英はこれを事実上の政権と認めた。その後數ヶ月を経て法律上の承認を與えた。このように連合国六ヶ国協約正統政者と認められた英國と降伏文書は、日本は調印一ヶ月

外務省

とは、ドコル政権が事実上ペリーと回復と政権を樹立し、連合同に至る承認をした。一九四四年八月三五日までに遡る。日本も歴史の承認を與えたことを意味する。故にこの時以後、日本と佛國との間に戦争關係が開始されたと解することが最も自然であり、適切であろう。

(c) 一九四一年十二月八日（第二次大戦開始）

ドコル政権は、コンドルアス（一九四一年十二月十日当時対日）

外務省

宣戰を行ひ、その後數次に亘る、十二月八日以來、日本と戦争關係にあることを宣言したい。戦争は一方的意圖による開始であるから、ドナル政権の、戦争意圖以上をもて明らかであるが、當時日本では、ヴィシー政府とも元佛國を正式に代表としているが故だ。ドナル政権の法律上の地位を論ずるあとは、一九四一年十二月八日より戦争の始期とみなすことは無理である。然し、戦争の始期及び効果は、一政権、一國家の成立以前に遡る。

外務省

主張ることは、此印、ビルマ等の前例からこそ、全く考慮の余地ナ有ル者も多矣。

現ニダントラとの賠償交渉大體は併側はその第五次会談(一九五三年七月七日)にありて、本国からの回復、一九四一年十二月八日説を主張してゐる。

逐次地方政権として認められていた。一九四四年八月連合軍がパリを回復した後は、米英はコラボル政権と併用にあつたが、実上の政権と看做された。同年十月二三日に法律上の政権としての承認を行なう。ヴィシー政権は同年八月南被へ移轉し、實質的支配力を喪失した。その時から佛國で代表する権能も失つてから解消される。

2. ヴィシー政権とドガール政権との關係
ヴィシー政権は、一九四〇年国内法上合法的地位を立し、爾後フランスを代表する法律上の政権として、スイス、スエーデン等の中立国は一九四〇年六月より一九四四年八月までこれと外交關係を有し、米国も一九四〇年から一九四三年まで正常の外交を有していた。他方ドガール政権は一九四〇年六月二二日以来、ロンドンに臨時フランス国民党委員会を設け、英國軍事政権半島部を主とする殊權連合諸國から

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

また、支那大陸には、フランス外交使團と連絡を保たなくてはま
うまいといふ。
以上の關係として、佛印三國はいかにも意味においても佛國
の領土ではない。從て佛印三國は独立国として泰港等のみ
批准し、平和条約第十四条(4)の規定に基き、前日賛成書
求の権利がある。然し佛國自身は第十四条(2)及び(3)の
適用はあらかじめより賛成書を請求する権利はない。

3. 佛國と佛印三國との關係
一九五〇年二月二日佛大統領により公布された「フランス共和国と
その連合国との關係を規定する法律」により、佛印三國は佛國
法下にあり正式に佛印三國とも承認された。よろしく法律によ
り認められた一九四九年三月八日の佛ヴィエトナム協定により、
エトナムが行う外交問題に関する交渉は、事前にフランスへ案
件を提出して Next Council の審査を受けることとなつてゐる。
認められ、佛印三國は
正式に佛印三國とも承認された。よろしく法律によ
り認められた一九四九年三月八日の佛ヴィエトナム協定により、
エトナムが行う外交問題に関する交渉は、事前にフランスへ案
件を提出して Next Council の審査を受けることとなつてゐる。

現在豈葉と強ひて、特別内閣ものは、人風ふしつつ
いてある。これに付て、佛側は一九五三年十一月八日口上書（別添二）
をもと印度工即銀行のために債権の甲立をしてきた。統して一九五
三年一月二六日口上書（別添三）をもととの督促をしてきた。さらに、
一九五三年七月十五日書簡（別添四）をもと、右の解釈につき、佛
側の意向を傳えてきた。

二、現在日佛間の特別貿易仲介を爲すモロコシモハ、以上の
外ハ、モア、日佛海軍間ハ、あケテ佛船徵用実施基準協定」
(昭和十七年六月十五日作成)ハ、基く佛船十二隻の問題がある。ニ
此二十三船舶は、支那戦争中沈没し、そり續船料は、金又は特別貿易
支拂ウル、喪失一九場合は、代船交付の補償セキ、モ首が定め、此
二十三、二十九十二隻ウ中、一隻(ル・シト・ドリスル)は、SCAPID
にて、一九五〇年十二月八日、鶴鶴湾中古引揚ゲ、返還モ了し。(別添六)
は、SCAPID
七三四三一A

外務省

RB'-0555

0 19 8

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

又他の一隻(カブ・ヴァンラ)は一九五〇年三月二十日SCAP No. 710-H-1A
 にて返還と解除された。(別添七) 従て異常として残されてい
 る船舶は十隻である。先にこれらの船舶については平和条約交渉
 の現在まで佛側は何等の意向も示して來ない。
 三、今次昭和二十八年六月二十五日から開始されたヴィエトナムよりの
 平和条約第十四条(A)に基く沈船引揚による賠償の要求
 大陸また支那大陸とは、当然如上の損害事項をも考慮
 外務省

大特別月の平和条約上における處理
 (拂側)

本件につき、平和条約締結後、正式に論及乞ひたる前述
 の如く別添二、三、四による通りである。これらの書類をみると、佛側
 の意向は、平和条約第十五条(B)の規定により所定の期間である
 九箇月以内(昭和二十八年一月二八日)に、在日連合国財産の返還
 を求められて始く解消する。即ち本件は賠償ことではなく、一
 般の利害關係に基づく債権の申立てを行はずと推測される。

RB'-0555

0192

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

あが本件につき不平を以て前だおひ。即ち一九五一年十一月十六日

大蔵省係官と印度支那銀行支那人永佛大使館モルン商務參事官
との間へあり。非公式の話し合ひが行なれた。(別添八) エリ隊大みけ
の佛側の意向は、弗勘定は一九四一年以前のもとあるから、戦前
の純然たる商事勘定に基く佛側の債権なり。特別用勘
定は、賠償とは關係なく、利害上の銀行間契約に基く債権で
してその履行を請求するも至る所を主張した。

外務省

以上佛側の意向を綜観してみる。

a. 特別用は、政府間の協定に基く貿易、軍費等の代金。
決済手段は、兩銀行間の細目協定により設けられたもの。
而て以上、これらはすべてある利害上の銀行間の契約による
ものと断ることには疑問がある。

b. もし特別用は、國の軍費調達手段と政治的考慮定式
基く債務であるならば、戰争の開始によってかかる政治的影響

外務省

RB'-0555

0193

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

定は失効し、元々純政治的債務も消滅するとの見解もある。

二つから一、開戦時を併側りうる如く昭和十六年十二月八日

として場合、戦前後活用されていた布勘定の債務がある。

依然として存在していることにには疑問がある。

c) Reparation は戦時中における敵のあたたか不法行為に対する

と被説があり、Restitution は歴史開拓始より際にあつて財

産権利利益に対する敵の不當侵害行為に対する被説である

外務省

とする趣旨からいって、特別の問題は Reparation の問題ではなく
Restitution の問題であると解することは疑問である。本件は如く
終戦後日本側の債務の弁済である特別の支那港埠の方針
による追還と解することは疑問である。

從云大蔵省当局の二点に対する是解も、(別添九) 日佛兩
國は、一九四一年十二月八日以来戦争状態へあつたことをから
本件勘定は、戦争遂行中に日本がとつた行動の反映である。

外務省

RB'-0555

0194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

債務の改訂に用ひられたことの意味すらものではあるとしている。
一(こう大蔵省側の見解については、まだ佛側に正式に日本側の意
向を表明していない。)

かり十四番(4)1. ま 佛印三周に対する賠償の問題の外へ佛平
洞に附せば、平和条約上他に別段の規定があれば、かかる連合
国との戦争に基く請求権は、十四番~~以下~~より放棄され~~て~~い
る。すな、占領期間中、三三七余の金塊を佛國に引渡したことは、
單に連合國最高司令官の指令を実施したにすぎず(ニ)其に
つても昭和二八年七月二八日大蔵省事官エル・シードセル佛參事官との聯合
談判においてRestitutionとすべきものとある。(商業的考慮と基
外務省

理秘第四二〇八号

昭和二十八年九月四日

大藏省理財局長
坂田泰

外務省アジア局長 殿

卷之三

極
樂

さきに御来照に係る標題の件については、下記の趣旨により公
開して御回答願いたい。

インドシナ銀行の名義で横浜正金銀行に記帳されているいわゆる協定勘定残高の取扱についてば、一九五一年一一月、日本國大蔵省において貴大使館と非公式の話合が行われ、その際日仏両国側の意見の一一致をみるに至らず、貴大使館側において本件勘定残

七

高が純粹に商業的基礎を有するものであると主張する説明資料を提出すべきことが約され、以来これら資料の提出をみないまま今日に至つてゐるものである。

外務省

RB'-0555

8 196

仮印の特別円に関する経緯

昭二八六一三
条

「仮印の特別円については、わが国と仮国の正統政府と當時認められたヴィン・政府との間ににおいて、昭和十六年五月六日「日本國印度支那間関税制度、貿易及びその決済の様式に関する日仮協定」が成立してからに由来する。その第二十七条の規定に基き、横浜正金銀行及び印度支那銀行間に実施細目の協定（一般貿易に関する第一協定・昭和十六年七月四日、白米に関する第二協定・昭和十六年七月四日、以上を総合改定した第三協定・昭和十八年三月二十日）及び附屬協定が締結され、太平洋戦争前及び戦時中を通じて、日仮印間の白米、ゴムその他の一般貿易勘定及び貿易外の軍費、微用船舶使用料勘定に亘るすべての金融決済が、特別円を主とする方式によつて行われた（別添の一の表参照）。



外務省

かくて、終戦時におよび横浜正金銀行に残された印度支那銀行特別円に関する残高は次の通りである。

1、第一協定第八条により、毎月末相殺後、五百万円を超える分を米弗にて清算するとして（昭和十六年十二月十一日以降は米弗によらず、すべて特別円をもつて決済、それまでの残高として蓄積されるもの。）

米弗勘定 四七九八五一第一九

2、第一協定第九条に米弗相殺が不可能の際、又は両協定銀行合議による場合、その他特定の軍費、ゴム代金、船舶使用料の一部が金によつて決済するとしてイヤマーカされた。

金塊 三三屯〇三五五四一グラム九

外務省

RB'-0555

8197

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

3、以上以外に亘る貿易、貿易外収支の残高として
特別円 二三一五ニセニハ一八円〇三

占領期間中、如上²⁾のイヤーマーク金は、一九五〇年一月九日総司令部覚書 S C A P I N 七〇五八一A（別添二）によつて、仏側に返還を命ぜられ、同年一月二十三日仏國側に返還を了した。従つて、現在懸案として残されている特別円に関する問題は前記⁽¹⁾及び⁽²⁾に關するものである。

これについては、一九五一年十一月十六日大蔵省係官とインドシナ銀行支配人及びフランス大使館モルナン商務參事官との間に於いて、非公式の会談が行われた（別添三）。

その際に於ける仏側の考え方としては、ドル勘定については、一九四一年以前のものであるし、戦前の純然商業勘定であり、また特別円勘定は、賠償問題とは關係なく、私法上の銀行間の契約にもとづく、債権であるといふにあつた。その後フランス側の見解を連絡越した。

以上フランス側の考え方に対しては、次の通り種々の疑問を生ずる。

1、特別円勘定は政府間の協定にもとづく軍費貿易等の代金を決済する手段として西銀行間の細目協定により、設定されたものである。これを純然たる私法上の銀行間の契約によるものと断することは疑問がある。

2、日仏両国間の今時戦争が何時開始せられたかの問題は複雑な法律問題を包含する困難な課題であるが(北)部仏印連駐即ち一九四〇年九月二十三日、(同)ドゴール政権のパリ恢復即ち一九四四年十月二十九日、又は、(同)太平洋戦争勃発即ち一九四一年十二月八日等が考えられるが、純法律的には(同)が正しいものと思われる。次日・(ダニエトナム)間沈船引揚賠償交渉において、フランス側は(ダニエトナムも)一九四一年十二月八日以来日仏両国は、戦争状態にあつた旨本国政府の訓令

による趣をもつて確言した。

したがつて、四一年十二月八日以降日本は、仏印を軍事占領下においたことになり、日本軍が占領費として調達した。ピアストル貨の代価を特別円で積みたてる義務は消滅したのではないかと思われ、一般に戦争の開始は交戦国間の政治的条約を無効とするものであるが、共同防衛議定書を主軸とする日本の仏印進駐の法的根拠はすべて純政治的な性格を有するからである。

よつて大蔵省当局とも協議の末別添七の通り)本件勘定は日本が戦争遂行中に自らとつた行動の反映であるにとどまり平和条約の諸規定及び一般国際法の原則からみて、日本国はこれをフランス側に返還する義務を負うものではない。もしフランス側が本件勘定の全部又は一部が純私法上の(商業上の)債券債務關係にもとづくものであると主張するならばその具体的の根

COPY

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, July 15th 1953

NO 325 A.E.

Monsieur le Ministre,

Pursuant to our conversation of this morning, I take the liberty of sending you herewith a brief note concerning the restitution of the gold bullion which was earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine and which was given back to the French Mission in Tokyo in January the 23rd 1950.

Most sincerely yours,

M. DEJEAN
Ambassador of France in Japan

His Excellency Mr. OKAZAKI
Foreign Minister
TOKYO

拠及びその資料を明らかにせられたいとの主旨で前記フランス大使館諸書簡に對し中間的回答を發する方針である。

外務省

0200

RB'-0555

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Tokyo, 15 Juillet 1953.

NOTE

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués en Indochine par les troupes japonaises d'occupation ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars et en yens.

Au moment de la mise en liquidation de la Yokohama Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de l'Indochine.

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP, le Gouvernement Japonais, le Gouvernement Français agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids total de 33.055.541, 9 grammes d'or fin ont été restitués au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950.

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement du pour des achats du temps de guerre et ne saurait être confondu avec le versement des réparations afférentes à la compensation des dommages de guerre subis par les Etats-Associés d'Indochine.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 410.2 (9 JAN 50) CPC/FP
SCAPIN 7058-A

9 JAN 50

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Release of Earmarked Gold to the Government of France

1. The gold bullion which is listed below constitutes all of the gold bullion which was taken into custody by the Supreme Commander for the Allied Powers from the Bank of Japan and which previously was held by the Bank of Japan in special custody for the Banque de l'Indochine:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
2282	33,130,422.6 33,056,813.6

2. The Japanese Government is directed to release to an authorized representative of the Government of France at a date to be determined by mutual agreement the portion of the gold bullion specified below which is held in safekeeping by the Custodian, United States Vaults, Bank of Japan, Tokyo, and the United States Vaults, Bank of Japan, Osaka Branch, Osaka:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
2282	33,129,150.5 33,055,541.9

(also one (1) gold shaving)

3. The portion of the gold bullion listed below comprises gold brought into Japan from Japanese occupied areas, and will remain in custody:

Total Number of Ingots	Total Weight in Grams
Gross	Fine
1 (small)	1,271.5 1,271.4

4. The Japanese Government is directed to designate an authorized representative of the Japanese Government to effect release of the specified gold, paragraph 2 above, and to notify Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers of the name of the individual so designated within ten (10) days of receipt of this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, AGD
Adjutant General.

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0201

Tokyo, 15 Juillet 1953.

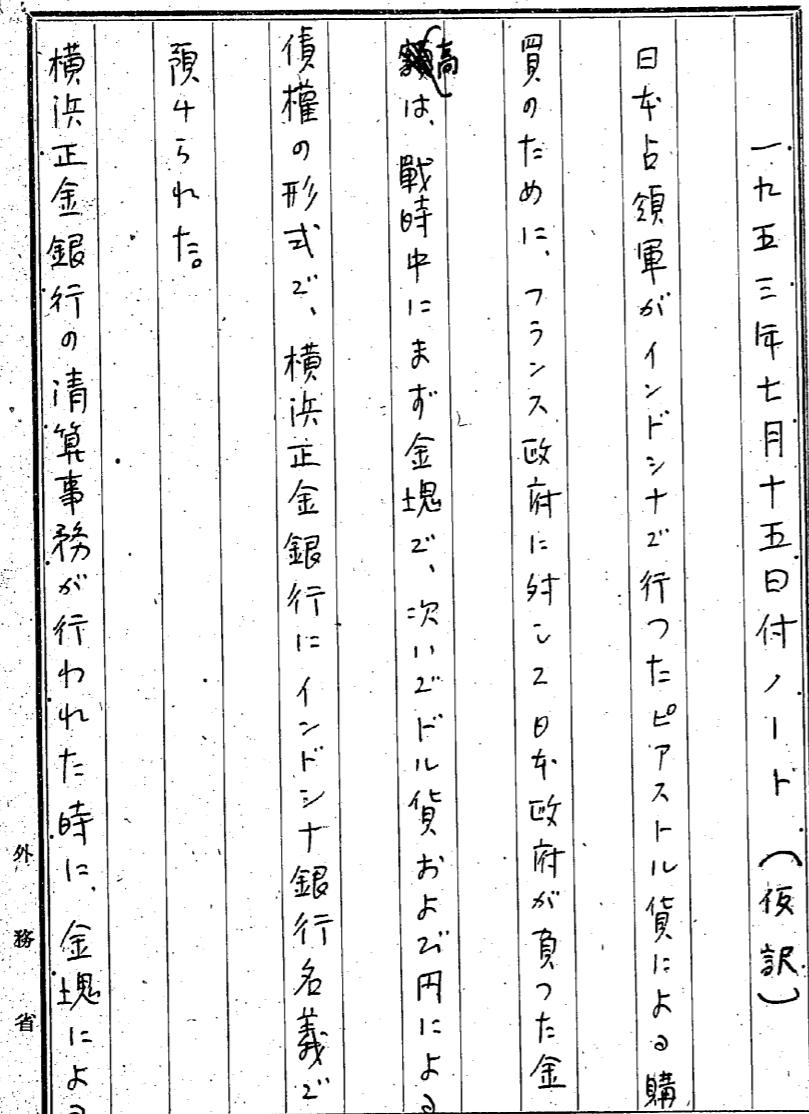
N O T E

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués en Indochine par les troupes japonaises d'occupation ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars et en yens.

Au moment de la mise en liquidation de la Yokohama Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de l'Indochine.

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP, le Gouvernement Japonais, le Gouvernement Français agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids total de 33.055.541, 9 grammes d'or fin ont été restitués au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950.

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement dû pour des achats du temps de guerre et ne saurait être confondu avec le versement des réparations afférentes à la compensation des dommages de guerre subis par les Etats-Associés d'Indochine ./.



RB'-0555

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ものある
認めた右の金の引渡しは、フランス政府によつて
戦時中の購買に対する支拂いとみなされており。
インドシナ協同国が蒙つた戦争災害の補償に相応
する賠償の支拂いと混同すべからざるものである。

總額は、インドシナ銀行勘定と日本銀行に預けられ
た。同時にフランス政府の勘定およびインドシナ銀行の勘定
のために行われたスキヤツ?日本政府、フランス政府間の
ア解の結果、純金233.0五五五四一九グラムの金塊
は、一九五〇年一月二十三日はフランス政府に返還された。
フランス政府とインドシナ銀行の所有権が日本政府に秉

CLG/mtt

AMBASSADE DE FRANCE
AU JAPON

Tokyo, July 15th 1953

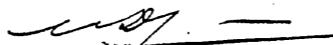
No. 325 AE

Monsieur le Ministre,

l en.

Pursuant to our conversation of this morning, I take the liberty of sending you herewith a brief note concerning the restitution of the gold bullion which was earmarked by the Bank of Japan for the Banque de l'Indochine and which was given back to the French Mission in Tokyo in January the 23rd 1950.

Most sincerely yours,


M. DEJEAN
Ambassador of France in Japan

His Excellency Mr. OKAZAKI
Foreign Minister
TOKYO

記帳済

CLG/mtt

Tokyo, 15 Juillet 1953

N O T E

Les sommes dues par le Gouvernement Japonais au Gouvernement Français pour les achats en piastres effectués en Indochine par les troupes japonaises d'occupation ont été déposées pendant la guerre à la Yokohama Specie Bank au crédit de la Banque de l'Indochine d'abord en lingots d'or et ensuite sous forme de créances en dollars et en yens.

Au moment de la ~~mise en liquidation~~ liquidation de la Yokohama Specie Bank, les montants en lingots d'or ont été mis en dépôt à la Banque du Japon pour le compte de la Banque de l'Indochine.

A la suite d'une entente intervenue entre SCAP, le Gouvernement Japonais, le Gouvernement Français agissant à la fois pour son propre compte et pour le compte de la Banque de l'Indochine, les lingots d'or, d'un poids total de 33.055.541, 9 grammes d'or fin ont été restitués au Gouvernement Français le 23 Janvier 1950.

Le versement de ces sommes sur lesquelles les droits de propriété du Gouvernement Français et de la Banque de l'Indochine ont été reconnus par le Gouvernement Japonais est considéré par le Gouvernement Français comme un paiement dû pour des achats du temps de guerre et ne saurait être confondu avec le versement des réparations afférentes à la compensation des dommages de guerre subis par les Etats-Associés d'Indochine ./.

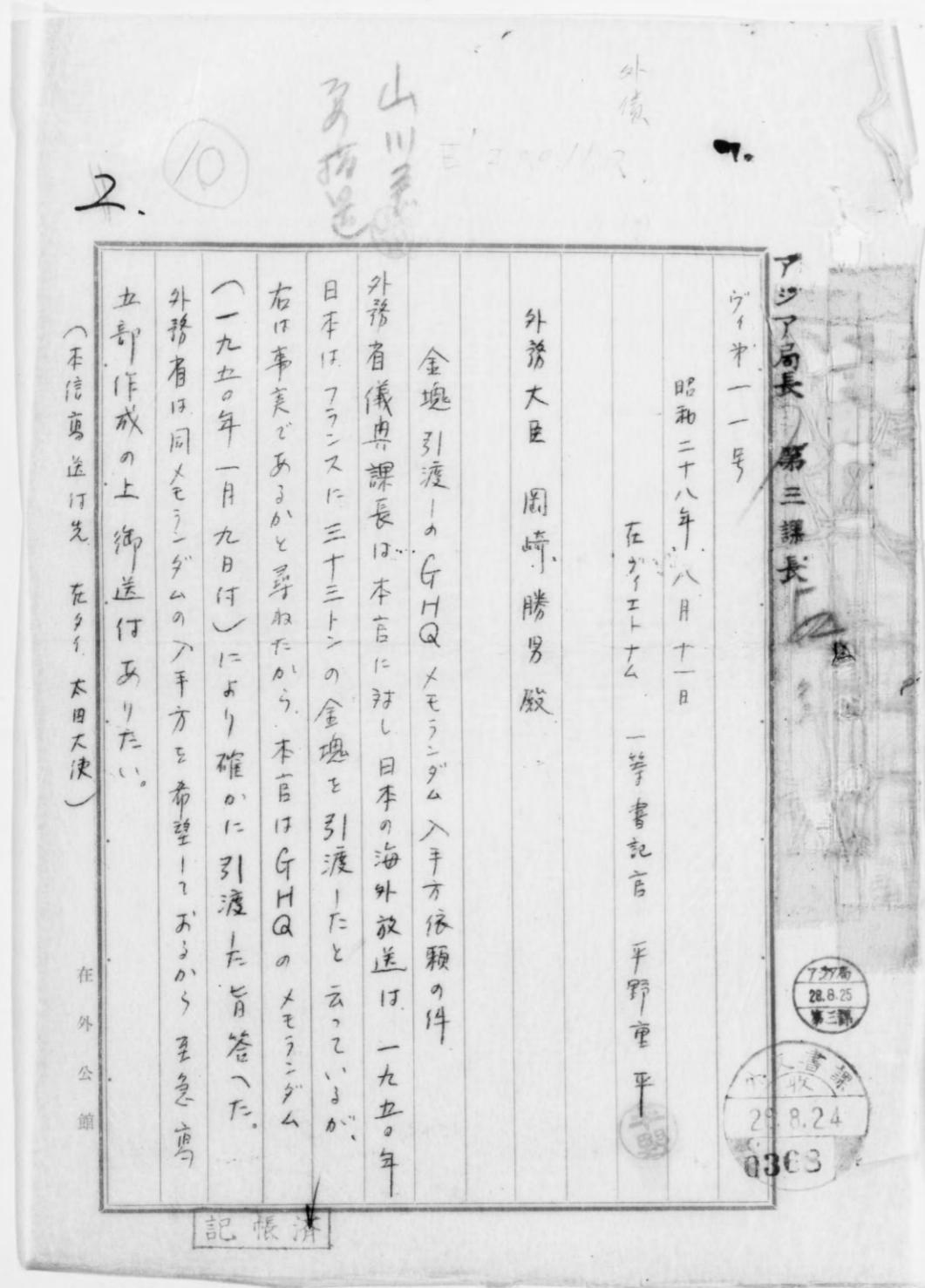
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RB'-0555

0204

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



B-6-1-1-3-1

(21)

官次大房課課長官臣

第三課長官臣

件名	金塊返還に関する申告書送付件			主管
発信者	フランス 国大使館	公信日付	昭 28. 7. 15	受付日付
受信者	外務大臣	公信番号	No. 325 AE	受付番号
摘要				28. 7. 16 308

文書課 28. 7. 21

アジア局 28. 7. 20 第一課

28. 7. 21

RB'-0555

0205

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

支那ノハニ、同大便館ノ一九五四年十二月八日付口上書
斗四六六号/AEニ関シ、日本政府ノ見解在左記ノ如く申
述べ。光榮正有ス。

記帳

8.137

RB'-0555

0206

五十一 アメリカ合衆国ドレナセント(在処理する目的)ナホリ
ナリ、商議を闊くニ上在希望シエリのた物在表明シテ
ガ、右のニウの債権とは、一九四一年五月六日ニ日佛兩國
政麻向に締結シれた日本國、インドンナ陶閑稅制度貿
易および三の決済の形式に関する日佛政府向協定ニ
ヒトホキ、横浜正金銀行とインドンナ銀行均に締結士
ヒタ細自協定をもつて設定された特別勘定の減高
左指すもの上思やれ。

3/10
一九五三年七月七日リ日本、グレイエトナス泥船引揚賃
償委員会五次会談の席上、フランス代表は本国政府に照
会シ乍結果ヒシニ、フランス共和国政府は日佛向に戰争が既
生じた日共、在タンドン自由フランス全国委員会が終日宣戰
を行つた日、亦本ナカチ一九四一年十二月八日上解狀シエリ
上正式に宣明シテ。

公信案

外務省

五十一 アメリカ合衆国ドレナセント(在処理する目的)ナホリ
ナリ、商議を闊くニ上在希望シエリのた物在表明シテ
ガ、右のニウの債権とは、一九四一年五月六日ニ日佛兩國
政麻向に締結シれた日本國、インドンナ陶閑稅制度貿
易および三の決済の形式に関する日佛政府向協定ニ
ヒトホキ、横浜正金銀行とインドンナ銀行均に締結士
ヒタ細自協定をもつて設定された特別勘定の減高
左指すもの上思やれ。

外務省

RB'-0555

0207

本邦政府の見解上より、前記の日佛協定は日佛向に
戦争状態の発生した時にあたる事無く監督のため本邦
が同協定は一九一一年十二月八日至もつて効力を失つたものと解せざるを得ない。

右の如き事情より、

従つて

本邦は前記の協定は停止する力の失う種類の協定であることは明らかであつて、

本邦政府は一九一一年十二月八日以後におけり前記の
協定にもよがく一切の行為は法的の基礎を有さないものと
あり、二の行方によつて其を含む一部の戦争により生じた

損害に及べり謂松權は、フランス共和国政府はサンフランシスコ平和条約第十四条(1)によつて放棄したものであると考へる。

2 日本政府と商議を行ひニ日本希望するならば、日本政府
は日本政府の見解を明かにするため、東京におりて日本の商
議に応する用意がある。

公信案

卷之三

RB'-0555

0208

T-10012 16.7.1953. Mermoux 8778

Han

AMBASSADE DE FRANCE

AU JAPON

Tokyo, le 8 Décembre 1954

No 466 / AE

NOTE VERBALE

L' Ambassade de France présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et se référant à ses Notes Verbales No. 257-AE du 8 Novembre 1952 et No. 40-AE du 26 Janvier 1953, a l'honneur d'appeler de nouveau l'attention du Ministère des Affaires Etrangères sur la question du règlement des deux créances : ¥ 1.315.275.818,03 et US \$ 479.651,19, possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Le Gouvernement de la République Française désirerait très vivement que le règlement de cette question pût intervenir dans un bref délai.

Il n'échappera pas en effet au Ministère des Affaires Etrangères que l'existence de ces créances arriérées non réglées est nuisible au rétablissement, souhaitable à la fois pour le Japon et pour la France, de liens économiques plus étroits entre les deux pays.

Dans ces conditions, l' Ambassade de France, sur les instructions de son Gouvernement, a l'honneur de proposer au Ministère des Affaires Etrangères l'ouverture d'une négociation en vue de parvenir au règlement de cette question.

Cette négociation qu'il serait agréable au Gouvernement Français de voir s'ouvrir à une date aussi rapprochée que possible, pourrait, sauf objection du Ministère des Affaires Etrangères, avoir lieu à Paris.

L' Ambassade de France serait heureuse de connaître les vues du Gouvernement Japonais sur cette proposition.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères l'assurance de sa haute considération./.



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0555

0209

条三第一九号

昭和三十年一月十一日

外務省條約局長

捕獲審査再審査委員会事務局長 殿

だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件再審査に關連する日・仏両国間の關係に關する件

客年五月十四日付外務事務次官あて捕審委第五七号貴信をもつて御照会のあつたインドシナ銀行に返却すべき金塊問題に關する事案について、左記のとおり回答する。

記

わが国は仏印との間の貿易促進のため、一九四一年五月六日に「日本国・印度支那間関税制度、貿易およびその決済の様式に関する日仏協定」をフランスとの間に締結したが、この協定

を実施するため、横浜正金銀行はインドシナ銀行との間に実施細目に關する二協定を同年七月四日に結んだ。

この日本・仏印間協定によれば、日本が仏印から購入する白米およびゴムに關する貿易代金をのぞき、一九四一年七月以降に日本・仏印間において貿易上生ずる貸借差額について、毎月末に五百万円を超える分は、貸越している側が金または金に換えうる外貨で決済するよう要求できることになつており、更にゴム買入代金は金額をもつて決済することとなつていた。

日本・仏印間の貿易外債権關係の処理に關しては、日本が仏印で必要とした軍費は、一九四二年四月前においては、大部分金をもつて決済されることになつており、一方日本が仏印から一九四二年六月十五日に備船した十一隻の船舶に対する使用料のうち、三分の一は金をもつて支払われることとなつていた。一九四二年四月以降、日本が仏印において必要とする軍費に

外務省

外務省

RB'-0555

0210

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

対する見返り分は正金に設けられているインドシナ銀行名義の特別円勘定に振り込まれることとなり、更に一九四三年一月二十日に日・仏両国間で行われた「日本国・仏領印度支那間決済の様式に関する交換公文」およびこれを実施するため同年三月二十日に正金・インドシナ銀行間に結ばれた協定により、同年一月以降日本・仏印間貸借関係のすべての項目について、その差額を決済するため特別円が利用されることとなり、じ後金決済制度は実質上廃止された。

（二）我が国は仏印に対する決済の用に充てるため、一九四一年十一月六日以降累次にわたり金イヤマークを行い、終戦時においては三三・〇五六、八一三・六グラムに達していくが、終戦に至るまでそれが現送されたことはなかつた。その後これらイヤマークされた金塊のうち、三三・〇五五、五四一・九グラムについては、連合国軍総司令官の指令により一九五〇年一月二十

外務省

（一）

三日にフランス側に引き渡している。（イヤマークされた金塊のうち、残余の一、二七一・七グラムは略奪物件として処理された。）

（二）フランス側はいまだ本件に關して日・仏間戦争状態発生の期日に關する見解を明確に表明したことはないが、前記（一）に述べた日・仏両国間協定は開戦の結果影響をうけ、その効力を失いまたは停止する種類の協定であり、正金・インドシナ銀行間協定もこの政府間協定にもとづいて成立し、かつ、政府間協定と密接な關係を有するものであるから開戦の結果同様の影響をうける種類の協定であると解せられる關係上、日・仏間の戦争状態が一九四一年十二月八日に発生したものとすれば、同日以後に発生した貿易上および貿易外の貸借関係は、協定の運用により発生したものと解せられないので、この場合、協定にもとづく金イヤマークの義務は全然存しなかつたこととなる。従つてフ

外務省

RB'-0555

8211

RB'-0555

02 12

外務省

ランス側が一九五〇年一月二十三日に日本側から現実に金塊の引渡しを受けたことにより、フランス側は協定にもとづき受領の権利を有する分以上の金塊を受領したことになり、フランス側にとつて不利な結果を齎すこととなる。以上の理由によりフランス側が本件に関して開戦時を一九四四年八月二十九日と主張する公算は少くないものと考えられる。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

寫

捕審委才五七号

昭和二十九年五月十四日

捕獲審査再審査委員会事務局長

外務事務次官 殿

だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件再審査に
関連する日仏両国間の関係についての再照会の件

関連文書(1) 昭和29年4月8日付外務事務次官宛捕審委才四一号
(2) 昭和29年4月22日付捕獲審査再審査委員会事務局長
件名だ、捕船サンタ・フェ号捕獲事件再審査に関する日

仏両国間関係についての照会の件

宛条三才二五二号件名だ、捕船サンタ・フェ号捕獲事件
再審査に關し日仏両国間の関係について回答の件

標記だ、捕船「サンタ・フェ」号捕獲事件の再審査に關連し、日仏
両国間の關係についての関連(1)文書による照会に対し、関連(2)文書
をもつて貴見回答に接したが、貴回答によれば、フランス側は「イ
ンドシナ銀行に返却すべき金塊問題等の場合」においては今次大戰
における日仏両国間に戰争狀態が發生した時期を昭和十九年一一九
四四年一八月とする説をとる由であるが、當委員会における標記事
件の再審査の際の参考として前記「インドシナ銀行に返却すべき金
塊問題等」の事案を承知しておきたいので右に必要な範囲でその具
体的内容を御回示願いたい。

運輸省

RB'-0555

0213

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

文書課長		文書課發送日	
アジア局第二課課長 アジア通商協力委員会議長		昭和拾年武月拾五日	
主 任 才三保長		管 主 任 才三保長	昭和三十一年一月十二日起草
第 一 二 号		昭和昭和拾年武月拾五日	附 件 名 稱 正 稿 (原 稿)
吉國公使		信 人 名 稱 重光大臣	淨書 校 (淨 書)
件 名 仙印と本傳貿易の内玉の資料送付件		先付送写	
外 務 省		發 件 名 稱 重光大臣	名 件 登 記
外 務 省		記 帳 済	15 35 30.2.14
主 信 甲 乙 丙 丁 附 屬 備 考		發信用執務用 1 1 2 函件送付	アジア 通商協力 委員会 議長 印

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

02 14

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0215

附録二十二

一九五五年二月二十二日のグロー代表の法律論要旨
(翻訳)

第一点

日仏間の諸協定は国家間ににおける財政上の関係を成立させた。右は一九四一年十二月七日の戦争状態の発生をなん等顧慮することなくなされたものである。(一九四一年十二月七日以前の諸協定を明確に引用している十二月七日以降の諸協定を参照せよ)。これら諸協定の解釈に当つては、当事者のこのきわめて明確な意志を考慮におかねばならない。

第二点

これら諸協定が失効したとするためには、国際法の実定規定がある特定の日付においてこれらを失効せしめたことを立証する必

要があろう。

しかるに戦時中、二国間に国際協定を締結することを禁止するいかなる規定も存在しない。(右について国際的な学説及び判例を参照せよ)。

本件サンフランシスコ条約を適用することに対する反駁

(一)第十四条は、「損害」及び「苦痛」に対する賠償のみを対象としている。問題がそのようなものと全然異なることについては、一九四〇年八月から一九四三年の間の諸協定を一読すれば充分である。

(二)平和条約第十四条の項は適用されない。何となればフランスの債権は戦争の遂行中に日本が一方的に行つた「措置」から発生したものではないし、又、占領の直接的軍費(この辞句は連合

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0216

軍の日本占領をさしたものだが）でもないからである。（平和

軍の日本占領をさしたものだが一でもないからである。(平和
条約調印国の一一致せる解釈による)。

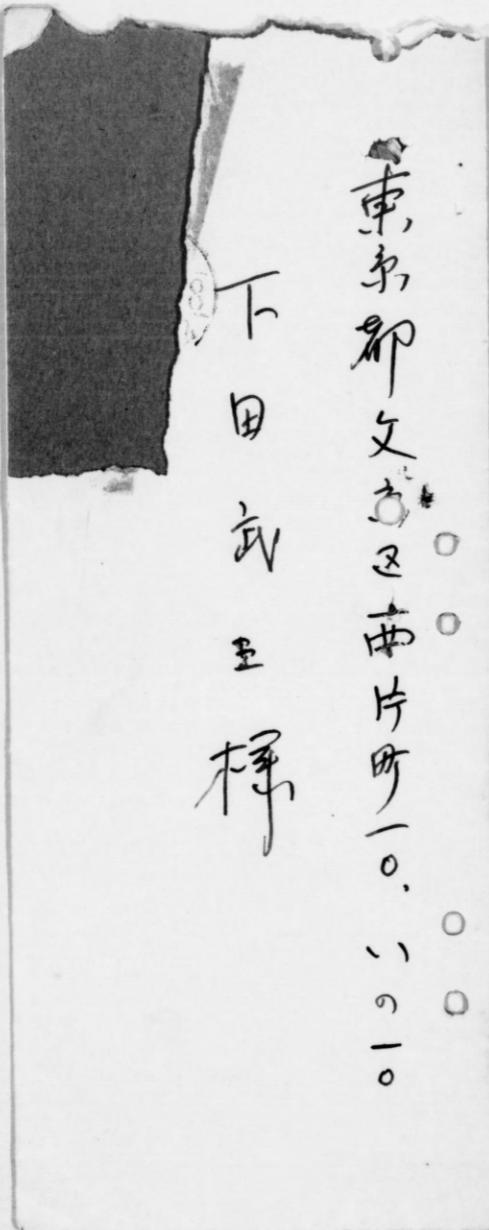
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

02 / 01



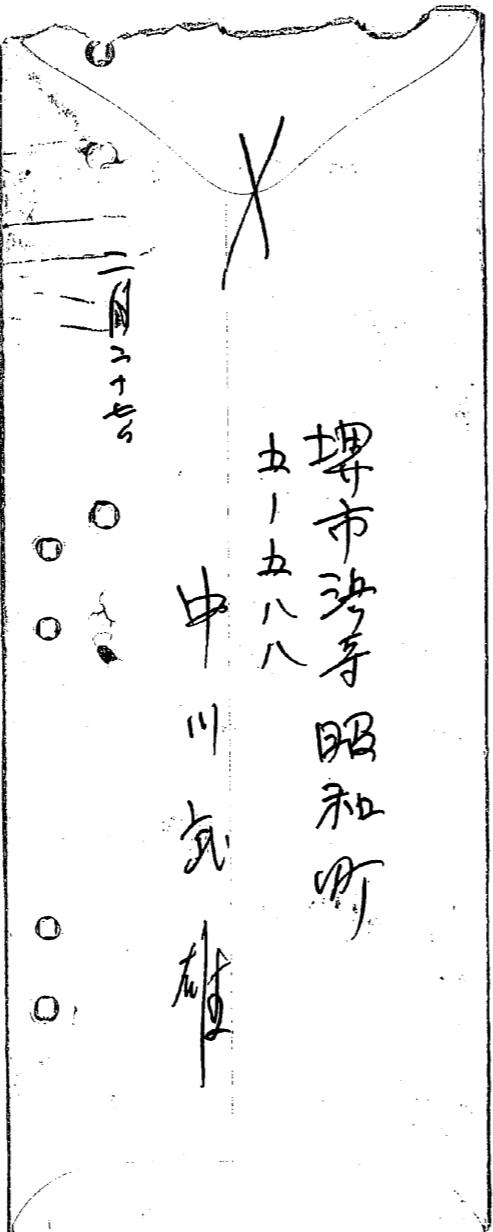
RB'-0555

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RB'-0555

0219

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

二月二十七日
下田武三様
手川主
永之而善の持しの事は益々而壯健
而健剛中と有り大處至在不凡の申上
事
故ニ此多新開地ノ松之上佛仰ノ木行ノ特
別用金請牛の由
小生引物怪何九二の内歟而外史内歟之有之
特想ノ内九二貢以政府例ノ十引ノ資其裁
ル事ニ思リテ由ニ一ニ乞付之(併)申一古ヘ
而參事公供レキ
要事に在の由
(一)印度支那銀行のため日本銀行江ノ島記入
大特別用の金請を支拂ふ如蒙承

東京銀行大阪支店

理由(1)終戦後、先方は右鈴牛のヒアスト
紙幣の無効宣言した。

(2)正金手稿紙幣、軍手稿紙幣、ヒアスト
を没収した。

銀行と交換し、銀行と代り一二九九

印支支那銀行と支拂を要す。先方の
不為利得と信也。

ヒアスト二二〇九、正金、日銀紙幣部
長松、左重蔵、右方の兩大統、軍金紙幣部
東銀監査後、右銀保有局(元正金西京新正銀)

東京銀行大阪支店

RB'-0555

0220

等在来の人に少くあらず而は、
リのつゝと思ひます

東京銀行大阪支店

第三課長

年號宣平

丁酉年三月
記

次官房長

歐洲參事官
第四課長
第五課長

15

在外公館

0221

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

車の度、おもひ好美。協定御進道
は、嘆に押されど、迷ふ所、内第が一處
外官内官に御申せん。今、内第が一處
用意をす。五舟あり。其人。
姑蘇支那に金銀を打込人があり。三千石の車
龜舟を引運。ト、行かれり。今、上うる御船協定
御印。二月八日付。之に本船。かと。大丈丈。行云
上本局長。諸事御済く。及事レニアリ。船四箇所
も。知り。日本へ行く事。知り。彼より。行ふ事
名を。シテ。無視のよう。す。
當地の船。小國。篠山。大量。色。星。行。主。人。大。鐵
舟。主。大。鐵。舟。
河内御事。アリ。機会。御見合。人。而。落し。し。出。る。

思の如く、彼は此處の心地を思はず。而して是
の間、思ひ出の三月四月の頃、常行場の穀物
の扱易の比方を模様に（公修敏考）而して之に
其體を加へて書いた所だ。自此より Cind Ayr Ranger
(CAT) が主なるものと成る。B-molecules (C-119) と
連続して、併せて総ての事務。松原の宿題
高倉の宿題、大和の宿題等を解説する所と相
てある。而して

在外公館

在 外 公 館

RB'-0555

222

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0223

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0224

四付口上署ナハ F/A Eに關シ、日本政府の見解
を在ナリ。ニシテ申シ述ベヨ光榮在有ア。

記

在ナリ。ノラニス大使館は前記の口上署をモウ
2. フランス政府は一九五五年二月八日、~~ノ~~口上署
2" 表明シタ。日本政府の見解に同意" キナリ

公 信 案

外 務 省

も取在述ベ、かつ退滞なく、ハリ" 商議を開くニシテ
提議シナ。

本件に関する日本政府の見解は前回に表明シた
通ニ" あるが、フランス共和国政府との間に東京にお
112 本件に関する商議を行ふ用意があるニシテ在
答する。

公 信 案

外 務 省

RB'-0555

B'411.3-1

AMBASSADE DE FRANCE

AU JAPON

Tokyo, le 31 Mai 1955.

N° 57 /AE

(3)

L'Ambassade de France au Japon présente ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de se référer à la Note-Verbale N°18 du 8 février 1955, dans laquelle il a bien voulu répondre à la sienne propre (N°466 du 8 décembre 1954), relatives au règlement de deux créances possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Elle précise que les arguments avancés dans cette Note-Verbale ne peuvent être acceptés par le Gouvernement Français qui entend résERVER tous les droits en cette matière.

A cet effet, le Gouvernement Français propose à nouveau qu'une négociation soit ouverte sans délai à Paris.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères les assurances de sa haute considération./.

MINISTÈRE DES AFFAIRES
ETRANGERES, T O K Y O .



AMBASSADE DE FRANCE

AU JAPON

AIDE-MÉMOIRE

A la suite d'un échange de correspondance entre le Ministère des Affaires Etrangères et cette Ambassade, le Gouvernement japonais a fait connaître dans une note du Gaimusho N° 159 en date du 28 juillet 1955 qu'il était prêt à engager une négociation à Tokyo au sujet des créances françaises dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Le Gouvernement français accepte cette proposition du Gouvernement japonais et il est donc disposé à ouvrir à Tokyo des conversations à ce sujet à partir de la deuxième quinzaine du mois de novembre.

Si cette époque convient au Gouvernement japonais l'Ambassade serait obligée au Ministère des Affaires Etrangères de bien vouloir le lui confirmer le plus tôt possible afin que le Gouvernement français puisse désigner les négociateurs qu'il entend envoyer de Paris ./.

Tokyo, le 8 octobre 1955.

MINISTÈRE DES AFFAIRES ETRANGERES
T O K Y O

RB'-0555

0225

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

mai
le 31 ~~jan~~ 1955

N° 87/AE

L'Ambassade de France au Japon présents ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de se référer à la Note-Verbale N°18 du 8 février 1955, dans lanquelle il a bien voulu répondre à la sienne propre (N°406 du 8 décembre 1954), relatives au règlement de deux créances possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Elle précise que les arguments avancés dans cette Note-Verbale ne peuvent être acceptés par le Gouvernement Français qui entend résERVER tous les droits en cette matière.

A cet effet, le Gouvernement Français propose à nouveau qu'une négociation soit ouverte sans délai à Paris.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères les assurances de sa haute considération./.

MINISTERE DES AFFAIRES
ETRANGERES. TOKYO.

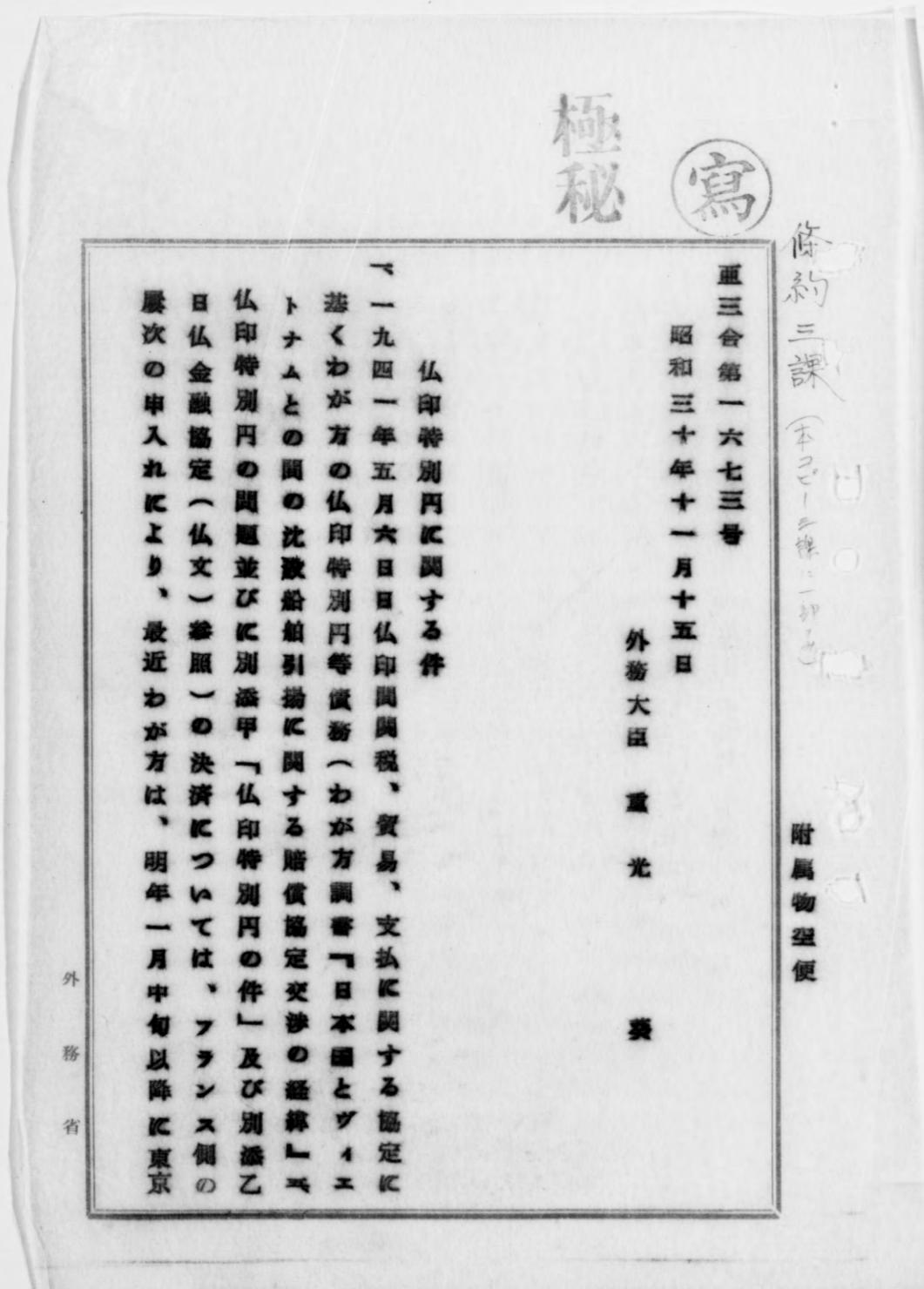
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0555

0226



N° 87/AE

mai
le 31 *jan* 1955.

L'Ambassade de France au Japon présents ses compliments au Ministère des Affaires Etrangères et a l'honneur de se référer à la Note-Verbale N°18 du 8 février 1955, dans lanquelle il a bien voulu répondre à la sienne propre (N°406 du 8 décembre 1954), relatives au règlement de deux créances possédées par le Gouvernement Français dans la liquidation de la Yokohama Specie Bank.

Elle précise que les arguments avancés dans cette Note-Verbale ne peuvent être acceptés par le Gouvernement Français qui entend réservé tous les droits en cette matière.

A cet effet, le Gouvernement Français propose à nouveau qu'une négociation soit ouverte sans délai à Paris.

Elle saisit cette occasion pour renouveler au Ministère des Affaires Etrangères les assurances de sa haute considération./.

MINISTERE DES AFFAIRES
ETRANGERES, T O K Y O.

RB'-0555

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

で会談を開催するに異議ない旨を回答した。

仮側は、本件わが方の債務を正金銀行及び仮印銀行間の商業的債務であり、遂つて両行間の形式的な清算問題と考えてゐる。

右は関連し、わが方としては、とりあえず、仮印銀行が債券権を「カンボディア、ラオス及びヴィエトナム三国紙幣局」に移管した際のビアストル貨券によつて生じた債権債務整理情況等を明かにしたく、もし右債権債務が「紙幣發行局」に更に移管しているとすれば、フランスが仮印銀行に代つて支払を要求していく根拠が、ますます薄弱になると思われるばかりでなく、本件債務はインドシナの被害としてインドシナとの賠償の対象となる結合債務のとなるから、これら諸國に賠償を支払つた上に、さらにフランスに本件債務を支払うことは、わが方にとつて、いわば二重払いとなりはしないかとの疑問が生じてくる。

外務省

については、左の諸点につき至急御調査の上、何分の回答ありたい。なお、申すまでもないことであるが、当方の意図を先方に察知されぬようヴィエトナムについては先方の賠償要求の増額に導く惧れがあるから格別の配慮ありたい。

1、一九五〇年十二月の四国協定中の紙幣発行局に関する協定により、発券権はインドシナ銀行より「カンボディア、ラオスおよびヴィエトナム三国紙幣発行局」に移管されたが、右の移管に当たり、インドシナ銀行の債権債務は同様に、前記紙幣発行局に引継がれたか、否か。

2、在ヴィエトナム大使館においては、さらに次の諸点につき、イ、客年六月四日にラニエル仏首相とブー・ロック、ヴィエトナム首相が仮調印したフランス、ヴィエトナム独立条約案第二条は、「ヴィエトナムはヴィエトナムのために、又はヴィエトナムの名でフランスが締結した国際条約又は協

外務省

RB'-0555

0228

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ディアに關し締結した条約又は協定から發生した権利義務に
關し、いかなる見解をもつてゐるか、なお本件について、前
記仏、ヴィエトナム独立条約案のほか、仏、ラオス友好連合
条約第一項第二項は「ラオスは本協定以前にフランスがラオ
ス王国又は仏領インドシナの名で締結した全ての国際条約、
又は特殊協定から發生する全ての権利義務をフランスから承
継する」と明記してある。

本信送付先 ヴィエトナム、カンボディア
本信写送付先 フランス

定、もしくは当該行為がヴィエトナムに關係する範囲内に
おいて仏領インドシナの名でフランスが締結したすべての
条約又は協定から生じた全ての権利義務をフランスから承
継する」と定めているが、本条約案はいつ効力を發生した
か。
ロ、本条約が有效の場合、ヴィエトナム政府がフランス政府
から承継した権利義務の中には、ヴィシー政權が締結した
条約又は協定から發生した権利義務も含まれてゐると解狀
されるべきか。
ハ、本条約が効力を發生していない場合、ヴィエトナム政府
はフランスがヴィエトナムに關し締結した条約又は協定か
ら發生した権利義務に關し、いかなる見解をもつてゐるか。
3、在カンボディア大使館においては次の点につき。
カンボディア政府は同國の獨立以前に、フランスがカンボ
ディアに關し締結した条約又は協定から發生した権利義務に
關し、いかなる見解をもつてゐるか、なお本件について、前
記仏、ヴィエトナム独立条約案のほか、仏、ラオス友好連合
条約第一項第二項は「ラオスは本協定以前にフランスがラオ
ス王国又は仏領インドシナの名で締結した全ての国際条約、
又は特殊協定から發生する全ての権利義務をフランスから承
継する」と明記してある。